

第56回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成25年9月10日（火曜日）

出席議員 (16名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
			10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (1名)	9番	高 木 照 雄		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	伊 東 静 夫	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
	教 育 課 長	坂 本 博 美	代表監査委員	樫 本 忠 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5. 報告第 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第 6. 報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 7. 報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 8. 選挙第 2 号 選挙管理員及び補充員の選挙について
- 日程第 9. 議案第 63 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10. 議案第 64 号 佐用町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 11. 議案第 65 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 12. 議案第 66 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 13. 議案第 67 号 平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 14. 議案第 68 号 平成 25 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 15. 議案第 69 号 平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 16. 議案第 70 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 17. 議案第 71 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 18. 議案第 72 号 平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 19. 議案第 73 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 20. 議案第 74 号 平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 21. 議案第 75 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 22. 議案第 76 号 平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 23. 議案第 77 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 24. 議案第 78 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 25. 認定第 1 号 平成 24 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26. 認定第 2 号 平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27. 認定第 3 号 平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 28. 認定第 4 号 平成 24 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 29. 認定第 5 号 平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 30. 認定第 6 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 31. 認定第 7 号 平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 32. 認定第 8 号 平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 33. 認定第 9 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 34. 認定第 10 号 平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 35. 認定第 11 号 平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 36. 認定第 12 号 平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 37. 認定第 13 号 平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 38. 認定第 14 号 平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 39. 認定第 15 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
日程第 40. 決算監査報告について
日程第 41. 同意第 1 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 42. 請願第 3 号 佐用町住宅リフォーム工事助成制度の創設を求める請願
日程第 43. 特別委員会の設置及び委員定数について
日程第 44. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
日程第 45. 委員会付託について

午前 09 時 30 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第 56 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりおそろいでご参集を賜り、誠に御苦労さまでございます。

またですね、残暑厳しい中にもありますけれども、実りの秋を迎えました。

議員各位には、6 月定例会後、委員会活動等で頑張ってくださいまして、住民福祉の向上と町発展のために頑張ってくださいしておりますことを、議長として、心より感謝を申し上げます。

さて、今期定例会には、報告案件が 4 件、条例に関する案件が 2 件、平成 24 年度各会計決算の認定が 15 件、平成 25 年度各会計補正予算案 14 件、人事に関する案件が 2 件、請願 1 件など、38 件が付議されます。

何とぞ、議員各位には、慎重なるご審議を賜り、これらの諸案件につきまして適切妥当なる結果が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

なお、高木議員が病気のために今週いっぱい休みたい旨の連絡を受けておりますので、ご報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。今朝から御苦労さまです。

今朝も霧が立ち込めておりました。ようやくですね、秋らしく、少し天気も安定したということで、本当に8月の終わりから今月にかけて長雨で、不安定な天気が続いておりました。今月の4日にはですね、台風17号の影響で、かなりの雨が豪雨が降りまして、県下でも、かなり被害も発生をしておりますけれども、佐用町におきましても災害対策本部を設置して対応をしたところでございます。

被害につきましては、裏山、家の裏が崩れたり、若干の被害が発生をしておりますが、大きな災害が発生しなかったということで、助かりまして、一安心したところですが、これからですね、まだまだ、台風シーズン、これからです。十分に警戒をしていかなければならないなと思っております。

この21災害の後の砂防工事、また、今の河川の大規模な改修工事も、かなり進んでおりました。こういう改修なり対策が終わったところというのは、やはり、それだけの大きな効果は出ております。

災害時、増水時にですね、そういう現場もずっと確認をしてまいりましたけれども、対策が終わったところというのは、非常にまだ、余裕があるというか、安全が非常に高まったということで、あと残っているところ、まだ、工事ができていないところというのはですね、今回の雨でも、もうちょっと、あと降れば、越水するというぐらいのところまで、やっぱり今回の雨でも増水をしておりました。

来年いっぱいかかる予定ですが、これを一日でも早くですね、計画どおり仕上げていかなければならないということを、改めて確認したところでございます。

ただまあ、前から工事が終わったところでもですね、特に、農業用水の堤外水路、これのですね、土砂がたまって水路を埋めると。このことについては、やはり今回の、これだけの水の中で、その河川の、ちょうど、その水路の状況ですね、それによってたまる場所というのは、かなりの量がたまるということ。これは、毎回、こういうことが起きるだろうということは、もう、明らかになってきております。

この対策をですね、今後、どうするか。これは一つ、この河川の改修が進む中で、まだまだ、全て終わっておりませんが、今後の課題というんか、大きな問題であろうというふうに感じたところであります。

そういう中で、この9月の定例議会におきましては、先ほど議長から御挨拶いただきましたように、24年度の決算、また、25年度の、今、事業、いろいろと進めておる中での補正予算を提案をさせていただきたいと思っております。

そのほかにも、人事案件等、たくさんの案件をご審議いただくわけでありまして、慎重にご審議いただきまして、適切妥当な結論に導いていただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶にさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第56回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、天文台公園長、代表監査委員であります。

なお、本日、1名の傍聴の申し込みがありました。傍聴者におかれましては、傍聴中、守らなければならないことを、遵守していただきますことを、お願いを申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。ただちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長より指名をいたします。
10番、山本幹雄君。11番、大下吉三郎君。以上、両君にお願いいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月10日から10月7日までの28日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日9月10日から10月7日までの28日間と決定いたしました。

日程第3．行政報告

議長（西岡 正君） 続いて日程第3に入ります。行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了いたします。
なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は、予定の案件として前もって配付いたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（西岡 正君） 日程第4．報告第4号であります。健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。
町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成24年度決算における健全化判断比率4指標及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告をいたします。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げます。標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、これら比率算出の際の分母となります。平成 24 年度の標準財政規模数値は 89 億 5,845 万 9,000 円、うち臨時財政対策債発行可能額が 5 億 5,751 万円でございます。

それでは、健全化判断比率の 4 指標から報告をいたします。

はじめに、実質赤字比率、これは法令で定められた一般会計等の実質赤字の比率でございます。佐用町の場合、一般会計等の範疇が、一般会計、朝霧園特別会計、西はりま天文台公園特別会計及び歯科保健特別会計を合算した普通会計と一致をいたします。

普通会計の実質収支は 4,296 万 4,000 円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

二つ目の、連結実質赤字比率でございますが、先ほど申し上げました一般会計等を含めて、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

三つ目の、実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示すもので、13.2 パーセント。これは、平成 22 年度から平成 24 年度、各単年度数値の単純平均でございます。

ちなみに、単年度の実質公債費比率は、平成 22 年度が 14.0 パーセント、平成 23 年度が 14.7 パーセント、平成 24 年度が 10.08 パーセントとなっております。

四つ目の、将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、61.0 パーセントとなっており、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準未満でございます。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

ちょっと、私の報告間違いがありましたようです。訂正させていただきます。

実質公債費率、24 年度につきましては、10 点、私、08 と言ったということなんです。正しくは 24 年度が 10.8 パーセント。10.8 パーセントでございます。訂正をさせていただきます。

以上、報告を終わります。

議長（西岡 正君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） ちょっと、1 点だけお聞きしたいんですけども、健全化判断比率、実質公債比率が 1 ポイント改善、また、将来負担比率が 8.4 パーセントですか、改善ということなんですけれども、先ほど、町長のほうからお聞きしました 23 年度の標準財政規模と比べてですね、24 年度の標準財政規模というのは、3 億ほど違うんですかね。

そういう分母が違っているんですけど、改善されたということなんでございますけれども、その大幅な改善に対しての要因を、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） まず、実質公債比率の 1.0 パーセントの改善でございますけれども、これにつきましては、公債費充当一般財源が減ったということ。

それから繰上償還によって公債費を減少させました。これまあ、9 億 4,638 万円。

それと、職員数が純減というか、毎年、少しずつ減っておりますけれども、この人件費の減額、つまり経常経費の削減ということが、これが大きな要因でございます。

それから、将来負担比率についての昨年度 69.4 で、61 パーセント、マイナスの 8.4 パーセントでございますけれども、これにつきましては、公営企業債等の繰入額の減、それと、一番大きいのは、先ほど、実質公債費率でも言いましたけれども、地方債残高の減。平成 24 年度の繰上償還 9 億 4,638 万。

それと、公営企業債の残高の減がございます。これ、上水とか簡水、特環、生活排水、全て含めまして 9 億 5,300 万。これだけが減額となっております。

それから、もう 1 点は、充当可能基金というのがありますけれども、この中で、特に過疎地域自立振興基金、これが増になっています。2 億 298 万 1,000 円の増。

それと、土地開発基金の 1 億 2,216 万 1,000 円の増。これが主な要因でございます。

以上でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） まあ、町長、よく言われるんですけど、この標準財政規模がですね、今、89 億から 90 億ぐらいの規模なんですけれども、規模が大きいから事業もたくさんできるということなんですけれども、これ、一本算定になってからですね、これまあ、段階的に最終的には 15 億ほどの減になってくるわけなんですけれども、この標準財政規模というのは分母なんですけれども、それが大きいということは、当然、改善されておるわけなんですけれども、そういう時になった場合のですね、この交付税算入が分母に影響するわけなんですけれども、この分母が小さくなったら、当然、悪くなるわけなんですけれども、そこらの 2 年後の分析、それから、その一本算定で最終の 15 億ほど減額した時のですね、この健全化判断比率、また、資金不足比率というのは、どういうふうになるかというのは、どんなんでしょうね。そこら。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 交付税のほうですね、よく話をさせていただく、これがルールに基づいた縮減というのは、だいたい計算が、今のところシミュレーションができるんですけれども、それに伴ってですね、この今言う財政指標、こういうものが、どこまで。これはま

あ、それに対する、今度、この必要額、歳出のほうもですね、当然まあ、縮減していかなくちゃいけない。これは予算規模も、この実際の標準財政規模に、まあ言うたら、合わせておこななくちゃいけないということで、それが、どこまでできるかということにかかってくるんで、それを、その計算では、それに合わせたものをつくることができますけどもね、将来、本当に、そのことによって、どういう影響が出、また、そのことができるか、できないかというのは、やらなくちゃいけない部分がありますし、何とか、ほかの規模を維持するような、例えば、基金等も活用しながらですね、その予算を組み立てていかなくちゃいけないとか、そういうことは、生まれてくると思いますけれども、今言う、縮減のような、きちっとしたシミュレーションで、何年先には、この比率が何ぼでしょうということまでのね、計算はできておりません。また、するのが、非常に難しいということです。

で、ただ、標準財政規模というのは、現在においてもですね、これは、この今の佐用町の、この財政規模を表すものであって、これは全体として、これから、まだまだね、人口も減っていったり、町の施設、いろいろな運営、学校の、今、適正化なんか行っておりますけれども、そういうものは、全て影響してくると思いますけれども、それが、交付税の縮減と並行して全て同じように縮減できるものではないということでもあります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 一つだけ、この、それに対するの対策というのは、この税ですね。税とか、自主財源の増加ということに対しての、この取り組みが必要じゃないかと思うんですけれども、そこら、どんなんですか。

町長（庵道典章君） 税はですね、現在でも、これずっと、この合併後の推移を見ても、やはりこれだけ人口が減少し、高齢化をしですね、そういう中で、自主財源であります、この税がね、町税、これが、これから増えていくということは、なかなか、これは難しい。いかに、この削減、この減少を平均、その減少幅を抑えていけるか。確保できるかということ。これは、努力はしなくちゃいけないわけですけども、増えるということでの、この将来の見通しを立てるということは、非常に難しいと思います。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 今、井上さんがお尋ねされた件と、一番、財政収支比率が、こういうふうな健全化に出ましてですね、喜ばしいことでございますけれど、大きな要因ということで、今、町長のほうから、総務課長から、いわゆるありましたので、その分については、私と同じことだったと思います。

それからですね、将来負担比率につきましてはですね、今、町長の答弁の中で、若者がいない。企業がいない。町民税含めてですね、やはり税が、不足して、段々減ってくる中でですね、年寄りの比率が増えて、医療費、いわゆる厚生含めてですね、ドンドン増えて来ると言うんですよ。町長が、いつつも言われておるように、佐用郡においても1億円ずつ増えつつあるという話をされますが、そういうことにつきましてですね、この将来負担比率というんについて、どこらへんまで、そういうことも含めてですね、何年先の分ま

で見据えて、これが出されたんかということが1点と。

今、8年でですね、合併後。あと2年で、その一本算定ということで、5年後におきまして、15億円減ってくると、こういう中でですね、やはり相当、今までできていたことが、できなくなるという難しい局面が出てくると思いますけれど、その5年後におきましてもですね、それをシミュレーションではじくといっても、なかなか難しいことで、そのやっが出てこないように、今、答弁されたんですけれど、そこらへんについてもですね、やはり、いわゆる財務の者については、そこらへんまで、今の人口比率から、高齢比率から考えてですね、出してきて、ある程度、概算でも出すべきだと思っております。

ですから、そういうやつについても、また、私、一般質問の中でですね、させていただきますけれど、また、出しておいていただきたいと、このように思っております。

議長（西岡 正君） はい、要望ですか。

3番（岡本義次君） 今、言いました、

議長（西岡 正君） はい、一つ。はい。

3番（岡本義次君） 将来負担が、ことについて。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、それでは総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） この将来負担比率いうんは、この24年度においては、分母で言うならば、標準財政規模が基になりまして、それから元利償還とか、準元利償還にかかる基準財政需要額、そうしたものをマイナスしまして、それで、分子は、将来可能な基金とか、特定財源の見込みとか、そういったものを計算するものでありまして、今の現在において、将来起債は、何年先まで払うとか、そういったものでありますので、何年先見込みとかいうんでは、ちょっとございませんので、今日の24年度の現時点で、そういった、この一つの計算式に当てはめてやっているのをございます。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義次君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） そしたら、24年度で、ある見えてきておる分、いわゆる決まった分についての、この算定をはじいたということをございますね。

総務課長（鎌井千秋君） そうです。そうです。

3番（岡本義次君） はい、分かりました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、1 点だけ。

財政状況がね、こういった状況ということで、将来負担額の関係で確認したいのは、確かに、8 ポイントほど、対前年下がってますね。その中の要因というのは、先ほど、述べられたんですけども、その中の一つの中心になる将来負担額の中のね、一般会計と特別会計の地方債現在高、さっきの累積額ですけれども、これが先ほどのあれでは、一般会計で 166 億 8,000 万、特別会計、これ公営事業債というんですけど、101 億 2,000 万、約 267 億円の借金の中で、197 億円。つまり、基準財政需要額算入が 197 億円。これは交付税に算入されて帰ってくる予定ですよということなんですけどね。

ということは、267 億円の中の約 200 億円が交付税算入で帰ってくるというふうになればね、実質の借金額が 67 億円ということになります。いや、これ、交付税帰ってくる予定で、ほんまに帰ってくるかどうか分らんいうたら議論できないんですけど、そういうことになっておるんです。法律上はね。そしたら、67 億円。

で、23 年度が、こういう計算では、約 85 億円ほど、実質の借金の残高という、一般会計、特別会計と合わせていうことになっておりました。

で、それで、この傾向で行けばね、これはかなり、臨財債や過疎債、非常に有利なね、地方債が残ってきておるといふふうに思えるわけだけでも、この傾向で、地方債の返還というのは、基準財政額 10 億算入分がね、こういうペースで行くのか、そのあたりは、5 年後、10 年後先の話じゃないんですわ。今後、このように実質借金額が減っていくというふうに、新たに借金すれば別ですよ。いうふうに見ておられるかどうか、そのあたりについて伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） やはり、その起債額、今、借金している分、今、お話のように、交付税算入がある。そういうもののほとんど、そういう起債ですので、実質的なものは、この額、そのままではないということです。

しかしまあ、それであっても、それだけの必要な 3 割、4 割というものは、ここ実際、返して、負担をしていかなきゃいけない。

そういうことで、この起債額をですね、新たな起債も行っていくわけですけれども、全体として償還も行って、これを増やさない。逆に、何とか、将来の、その財政を安定させるためには、これを減らしていくという努力。

で、今年度に、25 年度におきましてもですね、約 4 億の繰上償還を予定をしております。

それと同時に、その経常経費であります、いろいろと経費、人件費も含めてですね、これの縮減も図っていかなければならないと。

一番まあ、元に、そういう将来の財政の状況というのは、やはり入って来るお金と出すお金。このバランスですから、これを、安定して、会計運営を行うためには、やはり一番大きな財源になっております地方交付税、これが一つの大きな指標、目安になります。

佐用町の財源の約半分は、地方交付税で賄っているわけでありまして、これが一本算定になれば、今の計算、シミュレーション、ルールでは、確実に、これだけ削減されるということは、これはもう、計算ができるわけでありまして。

だからまあ、その中で、今のままの計算でいくと、平成 31 年ぐらいですね、あと 7 年、6 年、7 年後ぐらいには、実質、単年度でも赤字になるだろうという、今、シミュレーシ

ョンをしております。

だから、それを避けるために、いろいろと、これからの財政計画、また、事業全体ですね、そういうものも十分に検討しながら、調整しながらですね、これからの財政運営というのは、大変厳しいですけども、それをやっていかなきゃいけないということでご理解いただきたいと思います。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） それで、問題は、この財政健全化法というのはね、この財政指標を議会だけでなく、町民にもね、分かりやすく公開するというのが大事な点があります。そういうことからすれば、実質公債費率とか、将来負担比率とか、こういう言葉も、とてもじゃないけど、議会に出ているから、仕方なく覚えているわけであって、町民的には、なかなか難しい言葉なんですね。

こういうものを、かみ砕いてね、今の財政を、ただとにかく合併特例が切れたら交付税が、とにかくグッと減るだとか、借金を返さなきゃいけないとかいうようなことじゃなくて、実質、将来負担額においても、今の将来負担額が、このようになっていて、そのうち、借金でいえば、これは返さなくていいんだというようですね、分かりやすい、やっぱり財政の正確なね、そういった町民への公開。

ただ、その、交付税が入ってこなくなるから、大変だ、大変だというような、何か、そういうことじゃなくてね、事実に基づいた、やっぱり町民に公開すると。

特に、言葉なんかは、将来負担比率なんて言うても、これ、なかなか分かんわけだから、そのあたりのやつの、かみ砕いた、そういう町民への告知、公開ですね、これをすべきじゃないかというように思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、今現在もですね、行政報告という形で、今、各小学校区のほうで、今、そういう報告会をさせていただいております。

そういう中におきまして、当然、この町民の皆さんにもですね、佐用町の現状、合併をしたところ、しないところというところの大きな比較というね、どこまでできるかというのは、やっぱり各町との比較というのも必要だということです。

この合併の中で、今の現在の佐用町の、いろんな事業も、当然あります。そういう中で行っていく。基本に、一番基礎になります、この財政の状況、これは正確にお伝えをしなければいけません。

それには、当然、今の段階、過去からの今の現在までの経過。それから、これから将来に向けての見通しですね、これは今、鍋島議員お話のように、ただ交付税が一本算定で下がるということだけではなくてですね、これを、どういうふうに乗り越えていくかということ。なかなか、そこまでの見通しとは、難しいところあるんですけども、決して、ほかのね、佐用町だけの問題ではない。日本全体の、今、いろいろと市町村の財政状況、特に、

近隣の財政状況なんかも比較をしながらですね、特に、やはり佐用町が、この合併の効果というものを、十分に出しながらですね、今の財政指標で見れば、非常に健全な状態にある。これを、いかに継続させていく、持続させていくか、このことについても、これは、確かに、収入であります一番大きな交付税というものが縮減されるということは、これは間違いがないので、そのためには、いろいろと今、地域づくり協議会等、地域でも、協議いただいているように、効率的なですね、やっぱり支出、運営をしていかないとですね、これは、町民の皆さんにも、その点は、よく分かっていただいて、皆さんの、やっぱり理解と協力がないと、この運営はできない。いくらでもお金があるわけではないということは、まず、よく知っていただかなきゃいけないわけですけど、ただ、減りますよというだけの説明では、これは当然、不足しているというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。石堂議員。

1 番（石堂 基君） すいません。ちょっと、議員でありながら不勉強なもので、理論的なことだけお伺いしたいんですけども、先ほど、井上議員の質問の中で、将来負担比率の関係ですね。61。

で、昨年、23年度の決算に比べて、マイナス8.4ポイント下がったということなんですが、その構成として、人件費率、それから扶助費の比率ですね、それから公債費の比率、いずれもこう、増加しているにもかかわらず、その将来負担比率が下がるっていう、何か、理論的に納得しがたいというんか、それが、私、ちょっとよく分からないので、その説明をしていただけますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） それでは、予算の総額等の関係で比率というのは変わってきますので、構成比率というのは。それで、パーセントのことを、今、言われておるんだろう思うんですけどね。その関係でなってくると思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） ということは、決算の説明調書に挙がっている3ページのところでね、将来負担比率の項目の内訳、で、この中の人件費比率、それら扶助費比率、公債費比率というのんの明示がありますよね。あつと、ごめんなさい。

〔総務課長「決算書ですか」と呼ぶ〕

1 番（石堂 基君） まあ、決算の時に伺いしてもいいんですけど、要は、将来負担比

率の関係が、8.4ポイント下がっていった、良化していったという説明の中で、人件費、職員数なんかも削減をしというふうな、その改善理由というのが示されたと思うんですよ。で、それから言えば、決算の内容から言えば、人件費比率というのは、23年度決算よりは0.4ポイント増加しているはずなんですけども。

あっ、よろしいです。じゃあ、また、決算の時にお伺いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 将来負担比率いうんについては、岡本義次議員の時にも答えましたけれども、分母から言いますと、標準財政規模マイナス、これちょっと言葉だけでは分かりにくい点もあろうかと思うんですけども、それから、元利償還金、それと準元利償還金、まあ、準元利償還金ということは、一般会計以外ですよ。それに係る基準財政需要額、算入額、これをマイナスしたものが分母となります。

それから、上、分子のほうについては、充当可能基金、それプラス特定財源の見込額と地方債の現在高に係る基準財政需要額でありますので、これらが大きく要因するということなんで、特に、人件費がどうということに、この将来負担比率いうのには、計算上でできないと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石堂議員。

〔総務課長「将来負担比率のこと、今、言われよんですね」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） すいません。分かりました。勘違いしておりました。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

それでは、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

日程第5．報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（西岡 正君） 続いて日程第5、報告第5号であります。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。

教育長、勝山教育長。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 皆さん、おはようございます。

報告の前に、夏休みが終わりました。9月から新学期に入りましたけれども、夏休み中、大きな事故がなく推移しました。本当にありがとうございました。

なお、2日、町長からもお話がありましたが、2日、そして4日、警報が出ました。いろいろと対応についてのご意見もお聞きしておるわけですが、子供の安全を中心にと考えて対応させていただきました。

また、これから、いろんなご意見聞かせていただきながら、さらにスムーズな学校運営ができるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、ただ今、上程いただきました報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について報告させていただきます。

この事務管理及び執行状況の点検・評価等につきましては、佐用町教育振興基本計画に沿い、基本計画の五つの重点目標にかかわる基本施策21項目と具体的施策57項目、並びに平成24年度に教育委員会事務局が行った事務事業38項目について、事務管理及び執行状況の点検・評価を実施しました。

点検・評価等の方法につきましては、3名の外部評価委員に各具体施策と事務事業の取組状況を提示しながら、それぞれの施策、事業の進捗状況と取組の成果・課題等について、ご意見を伺い、教育委員会評価報告書としてまとめたものでございます。

外部評価により客観性を担保するとともに説明責任を果たすため、本町議会に報告し、さらにホームページ等により広く住民の皆様に公表するものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 以上で、教育長の報告は終わりました。
これから質疑を行いますか、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） ページ27ページ、健康づくりについてお伺いします。

まあ、中学校の子に関してはですね、クラブ活動があって、全員が入って、クラブ、運動でですね、体も元気になるようにやっておることだろうと思いますが、小学校の子についてはですね、それぞれ各自分たちが、サッカークラブとか、そういうクラブで、ソフトクラブとかしておる子もあるとや聞いておりますけれど、その入ってない方についてはですね、どういうふうな取り組みしてですね、評価結果が、今年度Aと出ておりますが、どういう主だったもので、ほかの子供たちは、どのような運動をさせて、しておるのかというところをお伺いするのが1点と。

小学校、中学校においても健康を害して、今、不登校いうんですか、休んでおる子がいらっしゃるかどうか。そこらへんについて、お伺いします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 子供たちが学校へ、元気が出てくるということについては、これは心身ともに健康が一番ということでございます。

で、早寝、早起き、朝ご飯、こういうことを中心にですね、低学年から順次、家庭と協

力をしながら進めているところです。

で、皆さんもご存知のように、昨年、一昨年度、県の体育の研究会を上月小学校が指定を受けて取り組みました。本発表は昨年度だったわけですがけれども、2年継続でした時に、上月小学校だけではなくて、各佐用郡の各学校も、順次、取り組みを提示していき、町全体で取り組みを続けていったと、こういうことでございます。

で、その中で、運動を、どこまで生活に取り入れているか。これが非常に大事なことであります。しかし、なかなか、学校の教育課程の中での体を動かしていくという時間的なことについてはですね、これは、限度があります。

そういう中で、土曜日、日曜日の活用の工夫であったり、また、特に小学校であれば、行間の20分程度の時にですね、いかに体を動かすか。いかにグラウンドへ出していくか。そして、雨天の時なんかは、体育館を、いかにこう活用していくか。そういうことを工夫して、今、取り組みを進めております。

しかし、中学校へ入りましてもですね、全体的には、数も少ない生徒数でありますけれども、中には、運動が、もう本当に嫌いだという子もいるわけですね。無理に、スポーツクラブに、どうしても部活動しなければならんというような状況の中で、やっておる子もいます。

しかし、そういう中で、やっぱり子供たち一人ひとりに合った運動、これも非常に大事なことであります。

それからスクールバス、通学生もいるわけですがけれども、できるだけ歩くということ。足腰、下半身を鍛えるというか、そういうことで、全体的な子供たちの健康づくりに努めていこうと、いっていると、そういう状況でございます。

議長（西岡 正君） はい。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。ちょっと、不登校の数、出ておりましたね。

そしたらですね、今日現在、9月現在ですがけれども、小学生は、今、いません。

で、中学生8名、そのうち4名が適応教室へ行っていると、こういう状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 教育長の答弁の中でですね、上月がモデルとして、その継続をしておるといことで、各全学校においても、それを普及いうんか、習ったような格好でですね、20分ほど時間設けて、そのどう言うんですか、体によって、いわゆる、どうしても、その運動がね、苦手な子もあるかと思えますけれど、やはり、そういう雰囲気を作って、音楽をかけてでも、その子に応じたように、縄跳びするなり、ランニングさせるなりしてですね、やはり元気な体にしてこそ、勉強も、家の手伝いとかね、そういう食事でも、おいしい物食べるとか、そういうものにつながりますので、一つ、よろしくお願ひしたいと

思います。

それから、今の不登校の数でございますけれど、中学校で8名という、小学校ないということでは、嬉しいこと、8名の4名適応ということでございますけれどですね、その4名の方は、その、どういうんですか、長いんでしょうか。その休んでおる期間というんですか、そこらへんは、どんなんでしょうか。

そして、ちいとも改善して、昨年と比べてですね、その数が減ってきておるんか、増えてきておるんか、そこらへんについて、示してください。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 3名、うち3名は去年からの続きなんです。1名が、今年一人入っていったという状況で、中でも、継続して行っている子は、行っているんですけども、当然、途中、卒業して入れかわるといふことがあるんですけどね。

適応教室にも、ずっと行くのじゃなくって、行ったり来たりとする状況の子が、何とか、適応教室の指導体制等保ちながら教室には、ずっと毎日通うようになってきたという形で、その適応教室の中の指導体制のほうは、若干変化があると思います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 付け足しますけれども、この9月に入りましてですね、1名の子供がですね、4月から適応教室へ行っておったわけですけども、2学期は、気持ちを入れかえたのか、良い状況ですね、今のところは、通常に学校へ来ていると、そういう報告も受けているところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 28ページですね、豊かな心のいうことでございます。これにつきましてですね、情緒つくるといふことで、美術とか、音楽とか、そういうことを書いてございましてですね、評価もAと出ております。これらについてですね、やはり人間として心が一番大事なことでございましてですね、お年寄りとか障害者の方にも優しくとかね、そういうことに関してですね、どのような学校として、取り組みがあったんかどうか、そこらへんについても、ちょっとお尋ねします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 28ページにも記載しておりますが、できるだけ情操というんかね、心を落ち着かせる、そういう機会を年に、本当に何時間かも分かりませんが、そう

いうことをできるだけ持ちたいと。

で、中学校の1年生につきましては、県の事業ですけれども、わくわくオーケストラ、立派なホールです、2時間弱聞きます。

で、町のほうでもですね、予算を計上していただいて、小学校と中学校と各年にですね、この文化情報センターのほうで、生の演奏を聞くと。これは、音楽でございます。

それから、美術のほうにつきましても、西播、県の美術展等、小中学校であります。そういう中で、できるだけ自分の表現が豊かになるように、限られた時間ですけれども、できるだけ子供たちが一人でも二人でもですね、そういう場へチャレンジできる、そういう機会をつくっているところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） どう言うんですかね、中学生でも2、3歳児と触れ合うことによつてですね、そういう子供たちを指導しながら、また、かわいがりながら、また、お年寄りと交流することによつて、お年寄りの方の肩をたたいてあげたりね、また、昔話を聞くとかしながらですね、やはり、そういう機会もつくって、少しでも多くの子が、そういう心の、どう言うんですか、優しくなるような方向でですね、一つお願いしたいと、このように思っています。

それから、29ページ、読書活動の推進ということで、評価がBと出ております。私も、学校をずっと、時たま寄してもらった時に、一番に図書館へ行って、子供たちの本が読めておるかどうかを、確認させていただくわけでございます。予算書にもですね、決算書にも、本を買ってですね、予算も付けてあります。

読む子は読んでおるんですけど、相対的にですね、やはり本を読んでおる数がですね、ものすごく少ないと思うんですよ。

ですから、そこらへんを、どうしたら、もっと多く読めるような努力いうんか、されたんかどうか。

それと、この評価がですね、昨年と比べて読んだ数ですね、読めばいいというんじゃないんですけれども、やはり人間というんは、昔話とか、その昔のこと、そして、偉人伝とか、外国のことでも分からないことを、本読むことによつて、それを自分の知識として身に付けることができるということでございますので、そこらへんについて、この評価のBが、昨年に比べて、そしてまた、読んだ数が増えていっておるか、減っていっておるか、そこらへんについてお尋ねします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） あの、冊数を増やすというの、非常に難しい部分もあります。

で、これは、本当に家庭とですね、協力をしながら、やっぱり、その雰囲気をつくってやらないといけないと思っています。

例えば、ゲームの時間であるとか、テレビの時間を少しでも少なくして、そういう機会をですね。

それと、低学年等については、難しい本、同じ歴史本であっても、ちょっと漫画風に書

いてある歴史本ありますね。非常に興味関心を取るような物、そういう物が発達段階に応じて、目の前にあるという、また、与えてやると。そういうことがですね、非常に大事だと思います。

それを読んで、また、高学年になって、ちょっと、難しい本物の歴史ものですね、そういうところへの興味関心を抱くような、そういう指導をしていきたいと。

それから、もう1点は、ちょうど、スカイツリーができました。で、ある学校、佐用郡内の小学校ですけれども、スカイツリーを大きく拡大してですね、壁に貼ってですね、そこに何階まで、何メートル上がっていくかと、そういう目に見えるような形でですね、読書を高めていこうと、そういう努力をしている学校もごぞいます。

その学校については、一昨年よりも、昨年、今年と、本の読む冊数は、個々増えていると、そのような報告を受けております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 個別にもお聞きしたかったんですけど、相対的に、ちょっとお聞きしたいんですけど、情報公開、開かれた教育行政ということで、これは大変いいことだと思うんですけども、この、私、外部有識者委員というのが、3名いらっしゃるわけですが、この方が、A B C等も付けられておるわけなんですけれども、この学校には、学校評議員制度というのがありますね、この評議員の方が、現場の、その状況というの一番よく知っておられて、いろんな意見等を述べられておるわけなんですけれども、それとですね、この外部有識者との関連というんですか、そこらを含めて、この外部有識の委員が判断されて、この評価されているのか。

私、思うんですけども、この方3名が悪いということじゃないんですけども、同じような状況の中でね、学校と、ある程度密接にされている方が、そういう観点から、この評価されてもですね、何も外部有識者という感じじゃないんじゃないかと思うんですけどね。そこら、大学の教授等がですね、それに精通した方が、全体的な評価をするというようなことがいいんじゃないかと思うんです。

それと、もう1点、評価の、この最初ですね、教育委員会の事務の管理及び執行の状況というの、これもA B Cでやられてますわね。これ、昨年でしたかな、敏森議員が質問されたことと関連するわけなんですけれども、それと最後のほうの、予算を伴う、その評価ですね。この予算を伴う評価はA B Cというの、これはよく分かるんですけども、このさっき言うた、事務の管理及び執行の状況ということに対しては、これはですね、この事務の評価を意欲とかですね、態度とか志向とかですね、見識とかいうような、これ、評価のしようがないんじゃないかと思うんですけども、そこらの評価はA B Cとつけられているというの、これ、どういう評価を、この3人の方がですね、されているか、ちょっと疑問なんですけれども。

まして、この決算書見たらですね、この有識者については、3万2,000何ぼぐらいしか、決算で載ってないんですよ。これは、どういう格好で、この方が、全てのこれから教育行政に対してですね、大切なことなんですけれども、この認識をされてA B Cというのを付けられているか、そこらの厳しさというのを、もう少しね、教育委員会、持たれたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そこらどうですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 学校評価委員につきましては、学校の内部評価についての評価。そういうことであります。

ですから、学校評議員と、ここの教育委員会の評価の評価委員との関係、これは、今のところございません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[教育課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 今、指摘されている評価の方法なんですけどね、評価委員さんは、大学の教授等ではないんですけども、地元の元高校の先生とかね、そういうOBの識見者二人と、毎年これは、充て職でかわっていただくようなことになっているんですけども、PTAの代表の保護者の方ね、で、特に三者で総合評価を入れて、個別の具体（聴取不能）の評価見てもらうんですけども、言われているように学校評価委員のように、毎日というんか、常に学校行事にかかわっていて、中身をずっと熟読しているという、熟知しているという関係ではない方がおられます。

ただし、この教育委員会評価というのは、教育委員会の振興基本計画、これに基づいて、この政策に基づいて、どういう施策をうっているかということと、施策に基づいた事業がですね、確実に推進されているかというところを、外部の、例えば、PTAの保護者であれば、保護者との連携とか、そういう目に見えて、客観的な立場からですね、自分の思っている事業が進められているかどうかということを見てもらうために、それなりに、例えば、PTAの研修会でも、回数が増えれば、ランクが上に上がるという方もおられるし、内容がまずければ、何回してもBランクから行かずに、C、Dランクを付けられる方もおられます。

これはね、評価委員さんの、毎年、それぞれの個々の思いだろうと思うんですけども、ただ、大事なところは、教育委員会として基本方針に基づいて、その施策が、どこまでうててるか。どこまで進展しているかというところを、内部の我々だけじゃなしに、地域、違う方からの目で評価していただきたいという思いです。その事業の内容については、確かに、言われるように、きちっと数字的に出るものじゃないんです。ないけども、そういう保護者の方とか識見者の方が見られて、外部から見て、この政策について、学校は、どういう今の状況で、このとおりどこまでやれてるかということを見ていただくために、そのそれらの方を選んでいくわけです。

だから、学校評価委員さんとは、ちょっと違う角度で、学校評価委員さんは、それぞれの学校の中身の様子を見ておられますけれども、これは、基本方針に基づいた政策が、どこまで推進されているかということを見ていただきたいというお願いをしているわけです。

[井上君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） まあ、それは違うんが当たり前なんですわ。

だけど、そういうことは参考にされてね、この見識者の方がされているかどうかということをお聞きしたかったん。

まあ、相対評価であればですね、そのABCというのは付けられるんですけど、絶対評価という、さっき言った、志向とかですね、意欲とか、先生や子供さんの、その意欲とか、そういうようなことに対して、ABCと付けるということ自体がね、評価しにくいんじゃないかと思うんですけども、そこら、そのする人によって、いろいろ違うてくると思うんですよ。

そやから、そこらをもう一つ考えていただいたらええんじゃないかと思うんですけども。

それとまあ、その評価、きちっとせいと、私、言うておるんじゃないですよ。評価をきちっとやりすぎたらですね、これ、教育行政の混乱になってしまうと思うんじゃないかと思うんですわ。そやから、緩やかな評価で、これではいいんですけども、そのABCということだけについては、ちょっと、もう一つ、分かりづらいということがあるんじゃないかと思うんで、お聞きしたわけです。

それから、教職員の意見聴取ということで、5ページにですか、書かれておるわけなんですけれども、ここもですね、これ、上に訪問してですね、そういう聞き取りを、意見聴取を行ったということなんですけれども、そういうことはですね、その中で、もう私、一番、ここへ書いてほしかったんは、教職員が、今、多忙でですね、事務の煩雑になっているということで、そういうことに対しての、その意見が、教職員から出たのか、出なかったのか。そこらのことが書いてないということも一つお聞きしたいと思うんですけども。

もう一つはですね、この教育委員会の事務局の体制ですね、そういうような者、専門職の不在とかですね、指導や判断、事務処理に、この教育委員会の中で、いろいろと煩雑で、そういういろんなことが、大変な状況になっているんじゃないか。そこらも、ちょっとお聞きしたい。

もう1点はですね、この佐用町は、生涯学習課が町長部局になっておるわけなんですけれども、その町長部局の生涯学習課等とですね、その連絡はうまくいっているのかどうか。今後この、子ども・子育て支援法が、国で制定されて、佐用町もですね、条例化されるんですけれども、そういうことから比べて、その町長部局、生涯学習課等とですね、今、うまくいっているのかどうかということもお聞きしたい、このように思います。

議長（西岡 正君） はい、教育課長ですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まず、教職員の意見聴取の内容ですけれども、当然、学校現場の忙しさ、これはもう、教育委員も、私も、また、事務局の課長、室長も十分聞いております。

しかし、よく言われるのが、事務处理的なことが雑用という捉え方は、私は、したくないと思っております。子供の教育にかかわる関連の仕事である。そのように、私は、捉えております。

しかし、結構、まだまだ、調査ものがたくさん来ます。新しい国の施策、県の施策がありますと、必ず調査ものが来ます。結構複雑な調査なんです。できるだけ、教育委員会で、

それを集計、調査をすると。したとしてもですね、現実には、学校がやっていることですので、学校へ当然、依頼をしなければならんと、こういう状況があります。

できるだけ、佐用町の教育委員会としての単独の調査については、できるだけ控えたい。そのように思っております。

それと、こういう時代ですので、先生方の忙しさと、子供たちの活動と、これはやっぱり私は、比例していくと。先生が、一生懸命動いておられる姿を見て、子供たちは、やっぱりそれに、やっぱり僕らもやらないかと、そういう気持ちも出てくるのではないかと。

しかし、勤務の時間的なことやとか、そういうことについてはですね、できるだけ、学校全体の教職員のバランスを考えながら、例えば、部活動であれば、中学校であれば、部活動2人体制を、現在ひいておりますので1人でできるところは1人でして、1人は学校事務に当たり、また、定期で帰れるような工夫をしてほしいと、そういうことも伝えているところです。

それから、事務局体制につきましては、3年前から学校指導主事という形で、退職の校長ですけれども、2名置いていただいております。非常に助かっておりますし、具体的な生徒指導、また、学力の向上についての指導もしております。

しかし、なかなか、普段ですね、平素、学校へ訪問して指導したり、そういうことがなかなかできません。年に1回は、定期でしておりますけれども、やっぱり学校も、それぞれ授業を先生も持っておりますし、校長に直接聞くことも、いいわけですけれども、やっぱり直に職員に聞く時間、そういうものが、なかなか取れないのが現状でございます。

生涯学習課との関連につきましては、教育課長のほうが申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 今、ご指摘されましたように、今後ですね、子ども若者育成支援法、それに基づいて、当然、連携が入って来るんですけども、当然、それは福祉課部局も関係しますし、それから、特に、生涯学習課につきましては、今後、生涯学習基本計画、これが作成されていく中で、連携を取っていく形になっていくんですけども、現状としまして、確かにね、部分的に教育部門の中で、学校教育はオンリー的な、現在、教育委員会になってますので、その中と、それから社会教育の部分、どうしても、今、課が違ってますので、一緒にやるということは、なかなかできないところもありますけれども、事業的にはですね、教育委員会の業務と、それから、中の社会教育主事とが、例えば、一緒に地域づくり協議会のセンター長会に出ていくとか、そういう取れる中の連携は取ろうとしています。

ただ、今後はですね、言われているように、取り方も、連携の取り方も、もっと密に取っていく必要があるなということは感じております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。はい、ほかに。

新田議員、今、手挙げられましたか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） すいません。ちょっと、聞き忘れたんですけども、不登校のところが、先ほど、岡本議員から質問があったところなんですけど、小学校はゼロとおっしゃい

ましたね。

〔教育課長「はい」と呼ぶ〕

2番（新田俊一君） ほかのところが、8名ですか。あるとおっしゃいましたね。

〔教育課長「中学校がです」と呼ぶ〕

2番（新田俊一君） 中学校が。

それで、その、それが佐用中学校だろうか、三日月中学校だろうか、その分類は、言えないわけなんですかね。

議長（西岡 正君） はい、可能ですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

教育課長（坂本博美君） 佐用中学校が3名。それから、上月中学校が3名。三日月中学校が2名という形です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） 佐用とか、上月のほう、ちょっと分からないですけども、三日月のほうにも、表面化しているのは2だろうと思うんですけども、隠れたようなものが、大分、あるんじゃないですかね。

それと、一番心配なのはね、ある子が、佐用の高校へ行くんだったら、絶対、そこへは行かないとか、龍野の実校の高校へ行くんだったら、絶対、そこへは行かないとか、もう、そういう、そのややこしい話になっておるみたいやね。そのへんのところが。

それと、小学校がゼロというておっしゃったんですけどね、そういったような卵が、大分あるんですよ。

やはり、これはね、表に出る前により、そういった時点で、卵の間に、一生懸命こう、小さい間に、よく、こういうのカウンセラーとか、心のケアとかいうて書いてあるんですけど、これ何ページですか、44ページですか、そういったことが、非常に必要じゃないかと。

本当、これ小学校ゼロというのは、これ全くの、不登校というのは、30日経たんと、不登校にならんのかなんかというようなこととお聞きしたんですけども、準不登校が、何ぼかはありますのでね、そういうところを、もうちょっと、小っちゃいんで、ちょっと話たったら理解して、学校に喜んで行くというような格好になるような、そういうことやっていただいたらどうかと思うんですけど、どうでしょうかね。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 新田議員、おっしゃるとおりで、本当に、いつ長期欠席に入っていくか分からない子供もたくさんいます。

ですから、今現在も、もう毎日のように、朝、担任が家庭訪問して、で、早よ行こうと、迎えにですね、行っている子供も、現実におります。

〔新田君「おります」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） はい。

で、先ほど、おっしゃったように、友達関係ですね、私も、中学校に校長している時に、この子が、どここの高校へ行くんだったら、私は、行きませんか。はっきり言いました。

そういうことは、一つは、子供対子供の考え方じゃないんですよ。どうも、周りの大人の思いも含まれている。私の経験ですよ。そういうこともありました。

それから、不登校も友達関係だけではなくって、家庭の事情があったりですね、いろんな状況があるので、この対応が、ベターやということ、いいということ、この子にも、この子にも、この子にも、同じようにはならないんです。

そこがね、不登校までいかない。いかにするための難しさがあるんです。

で、長期欠席に入った子供たちに、どう指導、話を聞いてやるかとか、そういうところもですね、非常に難しい部分がございます。

医者等に、また、カウンセラー等にですね、いろいろとご相談されている子供さん、また、親もおられますけれども、やっぱり、そういうカウンセラーがお話されたら、それを、やっぱり、その通りしてみようというのが、一般的ですわね。

嫌だったら、学校へ行くのが嫌だったら、もう休ませなさいとか、そういう指導も結構多いわけです。

しかし、学校現場からすると、いや、そうじゃないだろうと。今、一生懸命、朝、迎えに行きよんや。これ続けたいんやという思いも学校現場は持っています。

〔新田君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） はい。

そういう点でね、非常にもう、学校も葛藤しております。はい。

ですから、それぞれ 10 人の子供がいたら、対応が、それぞれ違うんだということ、一つ認識していただいて、学校も、じゃあ、来んさかいええやんという、そういう捉え方は、一切、私は、持ってないと断言できますので、どうか支援、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） 今、教育長がおっしゃったように、その先生がね、朝晩とか、時間があれば、すぐ来るとか、非常にこう努力されていることは理解しております。大変だなと、僕も思うんですけどね、それでも、何で、そうなったか、子供から聞けないんやね、どういう意味か。そこらへん、よう入っていかないわけですね。

それで、朝起きた時に、大丈夫やと言っても、もう、胃がカチンカチンになってもてね、学校行きたくない拒否反応で、胃がカチカチになって、ご飯も何も食べれないというような状況になることもあるわけなんですよ。

そやさかいに、先生なんか、よく、そのことご存知なんだろうで、もちろん、医者へも通っているみたいなんですけどね、どがいど、その、いい先生は、真剣に取り組んでおるみたいなんですけども、より一層頑張ってるね、取り組んでほしいと。今は非常に満足はしておるんですけども、これから、より一層、ひとつそんな方向でやっていただいたらね、我々も安心するんで、ひとつよろしくお願いします。以上です。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） 4 ページから 5 ページにかけての小中学校への訪問ということなんですけど、これに、23 年度も同じ件数なんですけど、訪問件数が書いてあります。小学校が 10 件、中学校が 4 件ということなんですけど、これ行かれた、その訪問している時間ですね、どれぐらい時間を、その学校で費やされているか。

そして、この 10 件の、ちょっと意味が分からないんですけど、例えば、1 校で 1 件と呼ぶのか、そのあたりをお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） この学校訪問件数というのは、毎年ですね、教育委員会の学校訪問ということで、今はですね、14 校のうちに、約半数については、県の教育委員会の指導主事、それから、佐用町の教育委員会、また、教育委員が行っております。

で、あと半数については、佐用町の教育委員会の教育委員、それから職員が訪問しております。

で、200 人以上、200 人以上の学校については、11 時頃から、午前中 1 時間授業公開、参観します。それから、午後、もう 1 時間授業を見ます。で、その後、全大会、校長以下、教職員と訪問した者と、約 1 時間半から 2 時間、ですから、11 時頃から 4 時半過ぎぐらいまでですね、学校訪問します。

それから、それ人数の少ない学校においては、午後 1 時から 2 時間授業を公開します。で、その後、全大会を 1 時間半程度持って、指導助言、また、意見を聞くと。そういう状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） それで、ということは、同じ学校に7回行かれたということになりますか。

教育長（勝山 剛君） そうではありません。1校に、1回です。定期的に、その学校訪問としてね、位置づけて訪問させてもらっているのはね。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） ということは、本当に、時間的にする小さな学校で2時間、3時間半ですね。全部で。それが、1年に1回ぐらいで、その子供の様子が、というか、学校の全体の様子が分かるものなんかなという、ちょっと疑問を覚えるんですけど。

例えば、今日、教育委員会の方や教育委員さんや、いろいろみえますよと言うと、その時、子供は、すごく緊張して、いいところを見せるというたらおかしいんですけども、一生懸命する。いつもしてますけども、特に、普段の様子が見れないと思うんですね。

ですから、1回ぐらい、1日ぐらい見たぐらいでは、この評価とか、いろんな、その確認をされているように書かれていますけれども、もっと状況が、全体的なものとして、分かりづらいと思うので、教育委員さんなんかも、交代でも、何回も行くようにしないといけないんじゃないかと思います。

で、その下にあります教職員の意見の、この聴取を行ったということで、この14件を、上の分だと思うんですが、こう、行っておられますけども、それらを、どのように、どう生かされて、そういった報告なんかは、町民とか議会とかで報告されているのでしょうか。そのあたりを、お願いします。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 普段の学校訪問につきましては、教育委員も、それぞれ、例えば、学校で、いろんな行事があるとか、また、地域の問題を耳にしたから、学校へ伝えておいたらいいんじゃないかという判断をされたら、学校へ、普段も行かれております。それは、定期のものではありません。

で、私も、今、学期の始めと学期の終わり、必ず、時間的には短い時間もありますし、1時間ぐらいおる時もありますけれども、できるだけ学校へ足を運ぶということをしております。

それから、教育委員会も、今までは、なかなか全ての職員が、学校へ行くことはあまりありませんでした。私が、教育長になってから、いろんな形で書類等も学校へ棚に、いっぱい置いておりますので、週に1回水曜日、定期で2人の者が、それぞれ西と東に分れて、書類を運んで、そして学校の状況を見たり、また、意見を聞いたりして帰ってきてくれて

おります。

で、たまに行って学校の様子分かるかいうて言われるんですけども、結構、分かるものです。結構分かる。

例えば、玄関へ入る。職員に会う。子供が来る。挨拶する。この挨拶一つです、学校全体の挨拶の状況というのは分かります。

それから、パッと学校の管理、施設設備の管理等、側溝見たら、だいたい、中の様子も分かります。

ですから、全ての方が、そうかどうか、分かりませんが、やっぱり学校へ行くと、私は、そういう目で、また、肌で感じるが多々ございます。

それを地域や議会に報告しているかと言われれば、それはしておりません。それは、日々の学校、校長への指導助言、そういうものに生かしていおるのが実態でございます。私は、そうあるべきだと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、鍋島議員。

〔鍋島君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） いや、平岡議員。さっき挙げておったけど。

ちょっと向こうから。はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 具体的な事業関係でお尋ねします。

51 ページから以降のものなんですけど、具体的には、一つは 61 ページで、学校給食センターの管理運営事業の中で、一部内部評価の、この記述の中で、一番黒丸の下、20 キロワットの太陽光発電システムを採用し、余剰電力を販売しているというふうに表記されているところで、前年度、その前の年は、その販売した金額が明記されていたんですが、今年、それがないので、その理由を、まず 1 点、お伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） これは、理由はないんですけども、額まで書く必要ないかということで、それはですね、販売するといいますか、施設内で片一方売って、それを補っているんで、約電気代にすると、あつこの施設の 1 カ月分ぐらいかなということで思うんですけどね。通常の電気代はね。

で、その額まで、そこに表示する必要ないかなということで、今回は、額は提示していないということです。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 去年まで、表示していた、ほな意味は、なかったということの、裏返したら、ちょっと揚げ足取るような、回答のお答えだと、そうなるんですけど、そういうことで、理解したらいいんですか。

[教育課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 意味がないと言われたらつらいんですけども、ここの施設の全体を賄えるとか、そういうレベルのものではないんですけども、少しでも電気代を安くするために、あそこで、屋根の上につけているソーラーパネルだったんですけども、ただ、あれも、ずっと安定しては発電してないんで、定期的になら、公表して行ってもですね、そこが電気代の半分ぐらい補っているというんなら、ちょっと価値があると思うんですけど、そこまでは、はっきり言っていってないんです。ほんの 1 割以下ぐらいなとこなんで、ここで明記する必要もないかなということ、今回は、掲示してないということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 理解したわけじゃないんで、次のところお尋ねします。

62 ページで、昆虫館運營業務についての表記の中で、今後の方向性の文面の下から 2 行目、施設の、その下排水のことですね。汲取式トイレ、町が進めている合併浄化槽に変更するなどの検討も必要であるということで、その実態と、それから、そのことについて、どんなふうに、24 年度の評価ではこうでしたけれど、考えておられるのか、その点を伺います。

[教育課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 現状はですね、水洗トイレにはなってないんですけども、簡易水洗という方法を取らせていただきます。

一つの方法は、あそこちょっと、寒冷地なんで、冬季の管の破裂という心配もされます。

それと、開館の日程がですね、4 月から 10 月まで、約半年間。で、ここで合併浄化槽を入れてって、その処理機能がですね、それも、ちょっと心配なところがあるんですけども、今現在、簡易水洗トイレで、ものすごい、来館者から問題が出ているということないんです。

できれば、そういう水洗、経費的なことだけじゃなくてね、その維持管理上も、なかなか、あそこの場合は難しいかなという判断をしておりますので、よほどね、これから来館者が増えて、それじゃあ困るということになれば、検討していきたいと思うんですけども、現在は、それでやっていきたいと考えております。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください、3回済みしましたので、後でまた。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本議員。

3番（岡本義次君） 63ページの埋蔵文化財のことについてお尋ねします。

24年度におきまして、何か新しい変わった物が出てきてですね、上月の歴史資料館等に、新たに展示したとかいうようなことがあったんかどうか。

それと、大撫山のほうで、その仕分けとか、いろいろされておりますけれど、大撫山の倉庫に眠っておるだけだったらもったいないというような物があるとすればですね、三日月、南光、上月の支所なり、ここの本庁の、いわゆる玄関なり、その駐車場の横のほうでも、そういう展示ができないかどうか。そこらへんについて、お尋ねします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 24年度には、特別な物は出ておりませんが、言われているように、あそこに、大撫山の中腹にある施設というのは、非常に管理がしにくいということと、それから文化財の整理もつきにくい状況になっています。従いまして、今度は、言われているように、支所とか、そういうところも考えて、ずっと陳列するにも、見せていく場が、今、ないということなんで、せっかく、その今ある、集めている文化財も整理して、きっちり見せれるような形は、検討していきたいと考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

3番（岡本義次君） まあ、ひとつよろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、まだあとがあるようですので、しばらく休憩させてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ここで、しばらく休憩いたします。再開を11時10分といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

議長（西岡 正君） はい、それでは休憩を解き、会議を続行しますが、本報告事項については、あまり関連がないようにですね、手短にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、報告でね、いろいろな議会、意見言わせていただくというのは、当然、今後の方向性も出てますのでね、当然、議会として意見を述べさせていただきますということで、ご了解願ひしたいと思います。

それで、まず、4ページの関係で伺います。これも、昨年もそうだったんですけども、行政全般にね、透明性の確保という問題で、説明責任を果たすということで、定例・臨時の教育委員会を公開しているということで、昨年もうたってました。昨年はね、傍聴者ゼロということだったんだけど、今回4ということで報告されてます。

で、これでね、昨年も言ったんだけど、問題は、それだけ透明性の確保、説明責任という立場であればね、だったら、この告知をどのようにされているかという問題。つまり、私らもしようと思った場合には、問い合わせないと定例会の日程は分からないという状況になってます。

で、昨年の、その議論を受けて、現在その、そういう告知について、どのような、定例会ですね、臨時会のされているのか。

それから、昨年言ったように、広く行政無線でね、教育委員会の開催をし、傍聴呼びかけると。町民の。というようなことを、もう、この際、やる必要があるんじゃないかというような点を、まず、お伺ひしておきます。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。そしたら、今、お答えの、質問の告示ですけれども、通常の告示はしておりますけれども、防災行政無線では、まだ、放送しておりませんのでね、検討させていただきたいと思ひます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） これだけ透明性、どうのこうの言うんだったらね、議員だって分かんのですよ。問い合わせないと。ああ、過ぎておったんかいなということにもなるわけですね、当然この町民に、議員に知らせたらいいという問題じゃないんだから、町民に防災

無線、あとは佐用チャンネル等で、いろんな手段があるんでね、告知するということは必要だというふうに思うんですよ。

で、何か、去年もそうだったんだけど、煮え切らないのは、何か、まずいようなことがあるんかな。

そういう、去年も、大分、聞いたんだけど、煮え切らないんですね。そういう説明責任、公開、透明性図る機会を広げるとのことだから、いいことだと、私は、思うんだけど、何か、まずい点があるんですか。その点を1点、答弁してください。

それから、ちょっと時間もないんでね、その答弁もらうのと、あと55ページで、ちょっと、今後の関係で確認しておきます。

岡本議員が、学校図書の関係で、先ほど質問されてましたけども、内部評価、今後の方向含めてですね、これは、去年もやったんだが、ひとつ文科省が学校図書標準で、この学校は何冊が標準というのを決めていて、充足率という計算の仕方があります。23年度は4校が、それ満たしていないということがあったんですけども、その後、充足に努めているという内部評価されているけども、その充足は努めているのかということ。

それから2点目に、ここで指摘されておるんですけどね、古く損傷した図書も増えているという、この問題なんです。古く損傷した図書というのは、なかなか子供はね、読まないんですね。本はあるけども、読まれないということになるわけで、これは図書の本の精査の問題を、昨年聞きました。

で、これを、やっぱり教育委員会がね、責任持って精査する必要があるんじゃないか。実質の作業は、学校がやるにしてもね、古く損傷した図書も増えているということで内部評価されておるんだたら、ただ、どう精査していくのか。

それから三つ目に、先ほど、スカイツリーの関係で、子供の読書意欲が高まったという報告がありました。教育長から。司書の関係ですね。司書教諭の関係ですけども、去年は、全校いるということだったんですけども、司書教諭の配置は、24年度、25年度、全校間違いないのか。そのあたりのことを、ちょっとお伺いします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まず1点、まずいことはありません。

〔鍋島君「だったら、やってください」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） 二つ目ですが、充足率のことですけれども、これについては、今、利神小学校、今までずっと言ってきておりますけれども、55パーセントぐらいから65、それから、現在は70.5です。

ほかの学校については、100パーセントを超えている状況でございます。鋭意努力をしていきたいと考えております。

それから、古い図書につきましては、廃棄すればいいということになるんですけども、どうしても、各学校、私も、図書の係を、以前したことありますけれども、それでも、もったいないなというようなこと、それと、古い本でもですね、非常に価値ある本も、中にはあると、私は思います。これから、精査していきたいと思えます。

それから、司書教諭につきましては、学校規模にもよりますので、今、議員がおっしゃったような形で、全校配置になるのかと、そういうことについては、確約できません。以

上でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） はい、3 回目やね。

学校図書の関係では、精査を教育委員会が責任持ってね、やっぱり指導するという
ことで、これ、やっていただきたい。

それから、古い本でも簡単に捨てられないと。いや、それいいんです。そんなこと聞い
ておるんじゃないなくて、廃棄しないのに、それで充足率を満たしているような捉え方はね、
実質、読まれないわけだから、それ実態を見られたらいいんだけど、そのあたりで、充足
率の捉え方はおかしいということを検討いただきたいということで、そこは言ってます。

それで後、61 ページちょっと、お願いしたいんですけども、先ほど、学校給食センター
の関係で、これは小さな問題ですけども、一次内部評価の関係でね、電気料金が、デマン
ド料金ですか、いうことになっておるということで、これ昨年も最高値の9月に、今年の
9月3日の最高値をとというようなことで出てるんだけど、今年も、また、今年の。これ
一昨年の9月3日なのか、また、9月3日、年度ごとに、デマンドのピークが上がりよん
だということなのか、ミスプリなのか、これ事実なのかいう確認を、ちょっとさせてくだ
さい。

それから、79 ページ、就学援助の関係でありますけども、今後の方向性の問題で、今ま
での内部評価で保護基準の1.3倍というのを基準にしてみました。それは、今後、どうされ
るのか分かりませんが、昨年度と、今後の方向が違うのは、認定基準を基本に他市町
との均衡というのが、認定基準を基本にという言葉が入ってまいりました。今後の方向で。
これは、今の1.3倍を見直すということなのか、どうなのか、そのあたりの答弁をお願い
します。

それから、最後に80 ページであります。今後の方向の中で、唯一、縮小してしまうと
いう方向を出しているのが、この80 ページです。

それは、自然学校推進事業、この自然学校推進事業を、なぜ、縮小するのかという点で、
お伺いしたのは、教員主導の自然学校推進事業へと方向転換させたと、指導員じゃなくて
ね、いうことで、そのことを言っておられるのか。それとも、事業自体を縮小していくん
だという今後の方向なのかという点ですね。

自然学校は、親も含めて、かなりの評価を得ています。ああ、ええもんだということで、
私らも見ていたんですけども、これを縮小するというのは、どういう意味なのか。

それと、気になるのが、西はりま天文台の、あの例の関係で言うたら、これを西はりま
天文台を外していくというようなことでも考えておるんだろうかと。あの大学の附属機関
ということで。それは、ちょっとね、佐用町が誇る機関、施設だから、それも老婆心だっ
たらいいんですけども、そのあたりを、ちょっと明確にしていきたい。

で、同じ、西はりま天文台の関係で言ったら、トライやる・ウィークか何か、今年から
なかったみたいやけども、それは、天文台は拒否してないというように聞いたんだが、そ
のあたりのやつも含めて、答弁をお願いします。

議長（西岡 正君） はい。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） そしたら、まず最初にですね、給食センターの電気代ですね、比較しますと、平成 23 年度が 823 万 8,700 円。それから、今年、ちょっと若干、増えてますけど、872 万 4,000 円余り、ただしで、若干の変動はありますけども、デマンド方式の極端に差は出てないと思うんですけどね。そういう形、数値になってます。

〔鍋島君「いや、そんなこと言うてないんや」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

16 番（鍋島裕文君） そのデマンドのピークが、最高値が 9 月 3 日というのは、昨年も、昨年の 9 月 3 日になっておったから、一昨年じゃないのかということだけ。

教育課長（坂本博美君） いや、そうじゃないです。

16 番（鍋島裕文君） ああ、そう。はい、分かりました。

教育課長（坂本博美君） それから、次、就学援助につきましたはですね、1.3 というのを変えるという方向ではございません。

ただ、きちっとね、1.3 を少しでもオーバーしたら弾くという、そういうことは止めましょうと。

それを一つの基本にしてね、委員の中で、前後の関係を見ていただいて、あくまでも、その 1.3 というのは基本ですけども、それだけの数字で、それを、ちょっとでも超えておったら、全部だめですよということは、考えないようにという方針です。

それから、自然学校ですけども、この縮小という方向ではなくですね、もっと言うと、佐用の天文台公園を、もう 100 パーセント近く使っていただくということで、この出る方向がですね、授業がですね、あそこを 3 泊 4 日の事業のところで、何泊か出たこともあったり、町外の、いろんな山の子ですので、海のほうに行ったいう、最初のほう、非常に多いかった。それを、できるだけ佐用町地内でね、佐用町の自然や、いろんな施設を、できる限り活用して行って、佐用町内を拠点にして、天文台を拠点にして、地域の、それから先生も中心になって、プロのインストラクターでなしにですね、できるだけ地元の学校の先生と天文台のスタッフ、そこを中心にやっていけるようにということで、地元の資源を有効活用するための事業に切りかえていこうという方向です。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ないようですので、

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 個別の 24 ページの教職員の資質向上でお伺いします。

事業説明では、この勤務時間の適正化プランとあって、取り組み状況については、この適正化プランについては、書いてないんですけども、この勤務時間適正化プラン、多忙

化の解消で、学校行事の精選ということを挙げられておるんですけれども、この適正化プランの取り組みについて、お伺いします。どういう状況なんか。

それと、39 ページの地域と連携する学校・園づくりの推進、先ほども出てましたけれども、具体的な取り組みとして、平福郷土館、ずっと挙げられてますけれども、本町にある施設としては、西はりま天文台と大型放射光施設のスプリング8、これを、出前授業なりね、全国的にもこれ、優れた施設ですから、それを子供たちの授業に生かす。向こうから講師を呼ぶなり、こっちから、その学校から行くなり、ある程度、その訪問はされているように、ここで評価でもされてるんですけれども、この二つの施設を、もっと生かすような取り組みはどうでしょうか。この2点。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まず、教職員のことですけれども、先ほども申しましたけれども、できるだけ教職員、横の連携をですね、十分取って、勤務の適正化、これについては、努力しているところです。

しかしながら、特に、中学校については、部活動等、勤務時間外の者が、日々入っておりますので、そういうことも十分加味しながら、今、進めているところです。

それから、地域連携につきましては、特に、いろんな施設が町内にもたくさんあります。それを全ての学校に全て訪問したりですね、することについては、不可能な部分もございます。

しかし、特に、ひょうご環境体験館等についてはですね、いつも来てください。来てくださいということで、しかし、ここ近年は、相当の学校が、私は、行っていると理解しております。

それから、外部講師というんか、それぞれの講師もですね、それぞれ教育課程に沿って、適当であればですね、呼びたいと、こういうことを、年間、早くから、4月当初からですね、計画を立てればいいんですけれども、なかなか、1学期、また2学期というような刻みでいく部分もございますので、これは、極力指導してまいりたいと思っております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、金谷君、いいですか。

5 番（金谷英志君） はい、いいです。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 個別のことでね、27 ページの一番上なんですけれども、各校・園における健康教育、薬物の弊害と健康の学習ということで、これ私も、何回か質問させてい

ただいたことあるんですけど、この薬物に対してですね、このバス、展示されているバスをですね、招へいして、そして、前から乗って、後ろへ、この出るまでに、この薬物の恐ろしさを認識しておこうというような、そういう授業をですね、今まで、何回かやっておられると思うんですけども、それ、どこか断ち切れにもう、なってしまったんですかね。どんなんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） はい、バスそのものの活用するということではなくって、講師を呼んでですね、薬物の害、また、たばこ、そういうところで、講習会を開いていると。これ、子供を対象にするか、親を対象にするか。それ、また、合同ですか。これについては、その状況、状況に各学校の状況によってですね、校長が判断し、していると、そういう状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） まあ、薬物が蔓延しているということで、この県下でも、相当学校が、こういうなの取り入れてやっていたんですけども、どうなんですかね。傾向としては、県下で、そういうことをやっているところは、今、ないんですかね。
薬物に対して、こういう目で訴えるというようなことは、もう今、やってないんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 警察等の方が来られてですね、する時には、簡単な実験的なもの。また、パネルとか、そういうものをもって、言葉だけではなくって、視覚に訴える、そういう工夫はしていただいております。はい。

議長（西岡 正君） はい、井上議員よろしいか。

7 番（井上洋文君） はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 先ほど質問した関係で、62 ページ、もう一度確認するんですけれ

ど、昆虫館の運営の業務の関係です。いろいろ諸事情があるので、要するに、検討する必要があるというのは、これ内部で評価して、方向性を出したものだとして理解しているので、先ほどの答弁では、ちょっと分かりづらかったので、簡潔に説明をお願いします。それが一つ。

それから、79 ページの就学援助事業については、鍋島議員と関連はするんですが、一次の内部評価の表現の仕方として、これまでなかった文言として、必要に応じて関係者、括弧閉じる、が連携して対象者の審査を行うという表現が加わっています。これは、先ほどのご回答からでは、その認定基準 1.3 を超える人たちが、救えなかったから、こういうのを、新たに書き加えて、状況に、実態に合わせて対応していくんだというふうな理解をしたんです。そのために、わざわざ文言を加えたというふうに理解していいのか。それが二つ目ね。

三つ目、90 ページについてです。青少年育成センター運営事業の中の一次内部評価の文書内の説明欄で、下、一番下の黒点ですけど、活動面では、町内の店舗（17 店舗）というところで、店舗数が減ってきているので、その具体的に、どこが減ったのかをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 就学援助について、まず、お答えさせていただきます。

これにつきましては、1.3 ということで、いろいろ以前からもご質問いただきました。この基準については、今後も、これでいこうということですけども、就学援助を、実際にしている、もらっている家庭がですね、年のかわりで、前年度の、そういう収入を出した時に計算すると、何円の差ですね基準を上回ったりする場合がありますね。それで、基準値で、基準がこうだから、こうすべきだと切っているのかどうか。これは、やっぱり現実の子供の生活の様子だとか、家庭状況だとか、そういうことを十分見て、聞いて、判断していこうと、そういう趣旨で書かせていただいているところです。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） ええっと。

議長（西岡 正君） 62 と 90。

教育課長（坂本博美君） 昆虫館につきましてはですね、現状は、言ったように、簡易水洗ということでしておりますけれども、特別ね、今の来館の方から困るというようなことも聞いてないんで、できたら、管理上も、そういう形で、特別な苦情があったり、いろいろ支障がない限り、そのまま行かせていただきたいというのが本音です。

それから、青少年育成センターですね、店舗活動件数、これは、人通りが多いとか、そういう店舗を中心に行かれていたんですけども、町内の店舗、どこと、どことと名前まで分かりませんが、店舗の中にはですね、非常に小さい店舗も回られてました。店

舗主からですね、もう来ていただかなくてもというような声も聞いているところあるみたいで、そういうところは、どこの店がどうということは言えないんですけども、そういうところは、外していつているということ聞いています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。はい、ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 最後の、訪問していく町内の店舗数が、18 が 17 というふうに、具体的 1 減っているの、精査していくのは、元々の店舗数、どない言うんかな、どうなんかなと思ったんでね、具体的に分かっていたら、小さな店舗と、何か抽象的だったんで、分かりやすく説明してください。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 私も、店舗名、1 件、1 件、全部分かりませんが、1 件ということであれば、その中に、店主の方からも、その後、調査に来られなくてもね、うちは大丈夫。まあ、大丈夫という言い方されたかどうか分かりませんが、一応、立ち入りでお店の中に入っていくんでね、店の人から、そういうこと言われると、調査もできなくなるということなんで、元々、そのいろんな大きなところは、いろんな監視員もおりますけども、そういう町内のね、小さな商店の中に、そういう配慮で行っていたものが、店主のほうから、ちょっと、それはいいですよということ言われたところには、行ってないということが、それが件数が、1 件だったということです。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） この立ち入り調査につきましては、県民局、警察、それから地元の、それぞれ市町には育成センター等ありますけれども、その職員、それから、学校の生徒指導担当教員等々、グループになってですね、特に、有害図書、青少年に有害な図書、これの販売禁止ではなくって、青少年の目に届かない場所で、きちっと、そういうものを固めて販売しているかどうか。そういうことの点検であります。

それから、18 歳未満についての確認とかね、そういうことも含めて、現状を調査すると、こういうこととございます。

ですから、じゃあ、本を売っているのは、書店だけかと言えば、いろんなコンビニとか、いろんなところにも販売しております。そういうことで、時には、20 店舗あって 17 店舗で、本年度は終わるといふようなことも、時間的なことやとか、状況を判断の中で、そうしている部分はあると思います。

例えば、18店舗行って、1店舗は、これはもう、完全にきちっとされておるということで、次年度については、そこを立ち入り調査せずにですね、ほかのところへ行くと。こういうことがありますので、毎年、同じところを全て行くと、そういうことではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

で、今、課長が言いましたように、1店舗なくなったのかどうか、このことについては、私も、ちょっと認識しておりませんので、はっきりしたことが申し上げられません。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ないようですから、質疑を終結します。

日程第6．報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（西岡 正君） 続いて日程第6、報告第6号であります。専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、専決16号を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました報告第6号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、町道管理の不備で、通行中の車両に損傷を与えたことより、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告を申し上げるものでございます。

事故の概要は、平成25年6月4日午前6時55分頃、上三河41番地先の町道三河79号線において、道路側溝に設置している鉄板蓋の設置が不安定になっており、車両が通行した際に蓋が跳ね上がり、車両に接触、車両に損傷を与えたというものでございます。

道路管理者として国家賠償法に基づく損害賠償責任として、修理費の全額13万5,145円を支払う内容で、7月16日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第2号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

議長（西岡 正君） 町長の報告は終わりました。

これから質疑に入りますが。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬる君） この専決処分の事例ですけれど、ここは元々、バイパスが通るまでは、県道だったところですね。そこで、町道になって、今回の事故というか、そういう損害賠償の事例が発生したということでの対応なんですけれど、今後のこともありますので、バイパス、下徳久もそうですけれど、県道から町道になって、町の責任になる場合、県のほうで、そういう側溝であるとか、修繕していく、そういう対応は、変更になる前に、対応は、十分されてたのかどうかということがあるので、今後のこともあるので、そこらへ

んをお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（鎌内正至君） 若桜南光線から、若桜下徳久線になりまして、多分、私、ちょっと、その時いなかったんですけども、危険な箇所については、県のほうも十分修繕、手当等して、それから、町のほうに移管するように、今までは、していただいております。

この路線におきましても、そういうふうに対処されて、町に移管になったということは聞いております。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういうふうに、バイパスができたりしてですね、元の県道が町道に移管されるというところは、当然、その前に、最低点検をしてですね、必要な修理、改善箇所はしていただいて、町道として引き受けるということで、その立ち会いをやって、当然して、確認をしております。

この線は、旧南光町時代から以前に、県道から、この区間、町道になっておりますけども、それかといって、全てですね、例えば、側溝をやり直して改良するか、できるかといったら、それは、なかなか当然、できません。それまで、県道であってもですね、過去、長い間、必要な箇所を修理したり、側溝等についても、普通の石積みだったものをですね、コンクリート側溝にするとかですね、そういう形でされておりますのでね、今回のところについてもですね、横断するところの水路、側溝がですね、一部、まだ石積みのまま残っている。その当時は、その石積みでもっていたわけですね。

ただ、後のですね、この道路の使われ方、その車両ですね、非常に時代とともに大型化しております。昔はですね、そういう石積みでも十分もっていたり、今回のような、鉄板のようなふたでもですね、それで対応ができていたということだと思いますけども、実際、今回の事故を起こした車両というのは、非常に大きな重量のある大型車です。

で、その道路から見ればですね、そういう大型車が通るといふこと、ほかの、ここの場所だけじゃなくて、町道においてもですね、なかなか全て、そういう想定をして、道路交通法によって、違反がされているわけじゃないんですけど、20トン未満という形ではしてあるんですけどね、それが例えば、20トンの車が通った時に、全て安全かということになると、そこまで、重量、検査、点検をして、それに合った道路に全て改修するというのは、これは、なかなかいっぺんにはできません。

今回も、車両もですね、普通の形で、前から侵入して、うまく使っているんじゃないかって、工場に、たくさんの資材を運ぶためにですね、非常に大きな車両が、バックでですね、入らざるを得ないと。バックで入っていて、その側溝のところ、ふたにですね、車輪がかかって、それが一部はね上げたというような、そういう実際の事故の内容になっております。

ここに、工場がありますのでね、そういう車両が、ずっと随時入るといふことであれば、

これはまあ、この後の対策として、この部分、今、側溝の下の石積みだった部分については、コンクリート側溝に変えたり、この鉄板ぶたについてもですね、どうしても鉄板の場合は変形をする可能性があるので、グレーチングに変えると。そういう今、改良工事、これもしております。

ただそれを、事故の起きる前に、全てしておけということは、なかなかね、難しいので、こういう場合に、たまたま事故があったということについては、町道の管理と言われれば、当然、管理の問題ということになるんで、これは、損害賠償として、こうした賠償責任を果たして、後の改良は、対策をするということで、こういう対応をさせていただいております。以上。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） まあ、起こったことは仕方ないということでございますけれど、それがですね、今後また、再発しないということで、今、町長、グレーチングにするとかいうようなことも、その石積みを、また、コンクリという話しも出ました。

しかしですね、やはり一つが跳びはねることによって、鎖でもですね、ほかのやつと連携しておいて、一つが跳びはねた時に、遠くへ跳ばないようにね、いわゆる片方が引張って抑止するというようなことでもですね、やはり必要じゃないかと思っておりますのでね、そこらへんについては、また、そういうようなことが、たびたび起こらないような格好の中でね、していただいたらと思っております。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） これ、町長ね、どんなんでしょう。こういう損害賠償、自治法の、これ何条ですかね、決められておるんで、これ賠償する責任がある。国家賠償する責任があるということなんですけど、こういうようなことは、前もってするようなことは、これは不可能なことだと思うんですよね。

これ、シカが跳んで出て、ほな垣しておらなんだで、ぶつかったんやというようなことで賠償とか、いろんな問題、これから出てくる思うんですね。それは、防ぎようのないことだと思うんですけれども、これ、ほかの町や市は、やはり、これは、こういうことをせなあかんということに、これなっておるんですけれども、やっぱりこういうのやっておるわけですね。

これ、どんなんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長答弁。

町長（庵逄典章君） どうしてもですね、防ぎようがない。防ぎようがないと、100 パーセントいえるかと言ったら、なかなか、完全な、そういう道路構造に基づいたものに全部しておけば、まあまあ、そういうことは少なくなるということは確かなんですけども、そうは言っても、今言うように、長年、ずっとずっと改良してきたり、いろいろとやってきているんで、全て同じ構造で、強度で改良するということは、それは当然、行政側から、管理者側からすればですね、これは不可能な、今の状況ではできません。

しかし、それが起きた時にですね、これは、管理者としての法的な責任という形で言われた時に、どうしても防ぎようがないだけにね、逆に、こういう事例が起きた時に、その賠償責任は負わざるを得ないというのが、今の道路管理、行政責任、国家賠償法に基づく、この管理の問題です。

ですから、これは当然、ほかの市町においても、その時の状況で100パーセントという場合もあるし、例えば、道路に石が落ちててですね、それで損傷したと。それは、その通行者も気をつけて、当然、通行しなきゃいけない義務もあるわけです。

だから、その石が、例えば、道路に落ちるということも、その対策として、どれだけのことがされていたとか、また、それを防ぎようがなかった。偶然に落ちているというような場合と、元々、非常に落石が、非常に危険があると。そういう対策もされてないと。そういう中で、その責任の度合いというのは、当然、そこで、100パーセントか、50パーセントとかいうようなね、ものが生まれてくるんですけども、このへんの判断というのはですね、町も今回も、この保険で対応しますので、保険会社の責任の判定、こういうものを持ってですね、一応、判断をせざるを得ないということです。

この保険会社によって、今回のような事例で、保険会社のほうが、100パーセントの責任で賠償、保険を支払いますということになりましたので、今回、町としても100パーセントの責任という形での和解、こういう形をさせていただいております。

議長（西岡 正君） ほかに、ないようですので、これをもって質疑を終結します。

日程第7．報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（西岡 正君） 続いて日程第7、報告第7号であります。専決処分の報告について、損害賠償の額を定め和解することについて、専決17号を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） はい、失礼します。次々と同じような専決処分ということで、非常に申し訳ないんですけども、上程いただきました報告第7号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、町有自動車が起こしました交通事故により、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げます。

この事故の概要は、平成25年7月4日午前9時10分頃、クリーンセンターのごみ収集車が才金集会所敷地内において、収集のため資源ごみステーション前に駐車しようとした際に、運転を誤ってステーションのスチール製の支柱に接触し、損傷を与えたというものでございます。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、修理費の全額2万1,525円を支払う内容で、8月23日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしておりますので、ご報告を申し上げます。以上です。

議長（西岡 正君） 町長の報告は終わりました。
これについて、質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

日程第8．選挙第2号 選挙管理員及び補充員の選挙について

議長（西岡 正君） 日程第8は、選挙第2号、佐用町選挙管理委員及び補充員の選挙であります。この件については、8月20日付で佐用町選挙管理委員長より、任期満了により選挙を行うべき事由が発生した旨、通知を受けています。よって、本日の会議で、選挙を行うものであります。

任期につきましては、平成25年12月2日から平成29年12月1日までであります。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

続いて、お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたかと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

まず、選挙管理委員には、岸本紀夫君、小林隆俊君、安東美次君、清水好一君。以上の諸君を指名いたします。

お諮りします。ただ今、議長において指名いたしました諸君を、選挙管理委員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることと決定いたしました。

続いて、お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員として、1 番、畑中邦央君。2 番、岩本弘美君。3 番、小笹和則君。4 番、今西憲一君。以上の諸君を指名いたします。

お諮りします。ただ今、議長において指名いたしました諸君を、選挙管理委員補充員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました 4 名の方が、選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただ今議長が指名いたしました順にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、補充員の順序は、ただ今議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

ここで、お諮りします。昼食のため午後 1 時まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。それでは、休憩に入ります。よろしくお願ひします。

午前 1 1 時 5 0 分 休憩

午後 0 1 時 0 0 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。

日程第 9．議案第 63 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 9、議案第 63 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 63 号、佐用町税条例の一部を改正する条例に係る提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 25 年 4 月 1 日付で地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

法律の公布に伴う町条例に係る今回の改正は、8 点でございます。

1 点目は、寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例に係る改正でございまして、平成 25 年 1 月より復興特別所得税が創設されたことに伴い、個人住民税における寄附金税額控除において復興特別所得税の軽減割合が税額控除から縮減されるとする改正であります。

2 点目は、延滞金の徴収率に係る改正でございまして、現在は、最初の 1 カ月は 1 月 1 日現在の公定歩合に 4.0 パーセントを加えた率と、2 カ月目からは 14.6 パーセントとなっておりますが、平成 26 年 1 月 1 日からは、最初の 1 カ月間は、特別基準割合に 1 パーセントを加えた率に。また、2 カ月目からは、特別基準割合に 7.3 パーセントを加えた率とする改正でありまして、現在の金利で算出いたしますと最初の 1 カ月間は、3.0 パーセントに、2 か月目からは、9.3 パーセントとなります。

3 点目は、法人町民税の納期限の延長に係る延滞金の徴収率の改正でありまして、その内容は、個人住民税に係る延滞金の徴収率の改正と同様であります。

4 点目は、公益法人等に係る町民税の課税の特例に関する改正でございまして、公益法人等で贈与又は遺贈を受けた財産又は収用等の代替として取得した財産で公益の増進に寄与するものとして、所得税の免除を受けた財産をその目的以外の用に供することとなった場合には、所得税を課することとする改正でございます。

5 点目は、住宅借入金控除の特例に係る改正でありまして、平成 20 年に所得税の税率が引下げられ、町県民税の税率が引上げられたことにより、所得税で引き切れなかった住宅借入金控除額を町県民税から控除することができるようになっておりますが、その適用期限を平成 25 年度から 29 年度まで 4 年間延長する改正であります。

残りの 3 点につきましては、内容の改正はなく、引用条項の変更のみでありますので、説明につきましては割愛させていただきます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案説明は終わりました。

本案については、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まず、第 34 条の 7 の関係です。寄附金控除の関係で、今、提案説

明の中で、復興特別所得税の関係でね、あれは 2.1 パーセントでしたか、対応するためということで、控除額が縮減されるという説明がありました。

この復興特別税を加味することによって、どのくらいのね、控除額の縮減になるのか。試算があったらお教え願いたいと思います。

それから、第 3 条の 2 の関係でありますけども、現行 14.6 パーセント、1 カ月以上滞納者の延滞金が 9.3 パーセントと。それから、1 カ月未満の現行 4.3 パーセントが 3.0 パーセントに率の引き下げという説明があったんですが、ちょっと、分からないのは、現行の 1 カ月未満の場合も、本則 7.3 パーセントで、この何、日銀法による商業手形割引の云々の説明が書いてあって、これが 0.3 パーセントだから 4 パーセント足したら 4.3 パーセントということになってます。

で、今度も、4 を足すんじゃなくて、1 パーセント足すから、3 パーセントというんですが、この特例基準割合の、今のこの 0.3 パーセントというのは関係ないのかどうか。このあたり、ちょっと教えてください。

それから、第 2 項目の、いわゆる申告期限の延長の関係、法人割の関係でありますけれども、法人の、これは個人と変わらないということを言われたんですけど、これだったら、特例基準割合ということは、7.3 パーセントが 3 パーセントじゃなくて 2 パーセントになるんじゃないかいうように思うんですけども、そのあたりについて、お伺いいたします。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼いたします。

まず、34 条の 7 の 2 項の寄附金控除額の関係でございますけども、これにつきましては、ただ今、鍋島議員さんもおっしゃられたように、復興特別所得税というのが、所得税額の 2.1 パーセントということで、25 年の 1 月 1 日から徴収をされております。

その関係で、例えば、寄附金控除ということで、5 万円を寄附金していただきましたら、現行は 2,000 円が足りになりますので、4 万 8,000 円が控除対象ということになります。例えば、所得税を 10 パーセントかけていただく方でありましたら、4,800 円が所得税から控除されまして、残りの 4 万 3,200 円が住民税の税額から控除をするというシステムに現在なっております。それが、復興所得税が 2.1 パーセント、所得税額の 2.1 なんですけども、そういうことになりますと 4,800 円についても、2.1 パーセントの控除額が取られるということになります。かけますと 100 円になるんですけども、5 万円の場合には。所得税のほうで 4,900 円を控除して、そのかわり住民税のほうは 4 万 3,100 円になって、100 円減りますよという改正なんです。合計では、同じように 4 万 8,000 円を控除しますよということなんですけども、割合が変わるということです。

それから、延滞金のご関係でございますけども、延滞金につきましては、現在、これもおっしゃられたように、私とこの町条例の 19 条のほうで、最初の 1 カ月は 7.3 パーセント。それから後、2 カ月目からは 14.6 パーセントということで、本則では、そういうふうに決めております。ただ、今回と同じように、附則の 3 条の 2 というところで、特例を設けておまして、最初の 1 カ月は 7.3 と決めておるけども、1 月 1 日現在の公定歩合に 4 パーセントを足したもので、現在は 4.3 ですよということで、特例が設けてございまして、今回も本則の 19 条はさわりませんが、3 条の 2 のほうの特例をさわりまして、最初の 1 カ月については、今は、公定歩合プラス 4 パーセントなんですけれども、26 年の 1 月 1 日からは、国内銀行の貸出金利の前々年度の 10 月から前年度の 9 月までの平均金利に 1

パーセントを加えたものを、先ほどの提案説明の中でありました、特別基準割合ということで定めまして、それに1パーセントを、また加えるということで、最初の1カ月は3パーセントになるという形になります。それから、2カ月目からは、その特別基準割合に7.3を加えるということで、今現在では9.3パーセントということになります。ただ、これは貸出金利が変わりましたら、ある程度は、変動はするんですけども、そういう形で改正になってございます。

で、そしたら、例えば、具体的には、どうなるんやということなんですけれども、10万円の本税を1年間滞納されたということになりましたら、現在では1万3,700円の延滞金が発生するんですけども、改正後は8,700円に5,000円減るといような計算になってございます。

それから、もう一つ、最後の法人税の納期限の延長の関係でございまして、法人税につきましては、申告期限は、例えば、3月の31日とか決まっておるんですけども、株主総会の関係でありますとか、決算ができないような状況で、3カ月延長とかされた場合に、同じように延滞金がつくんですけども、その部分の延滞金も、先ほどの特例を運用しまして、1カ月目を3パーセント、2カ月目からは9.3パーセントにしますよという改正になっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） 今のところの、その法人の関係の申告期限の延長の関係ですけども、あのね、当該特例基準割合適用例における、その何か、特例基準割合とするというふうになっておるんやね。

上の個人のやつは、特例基準割合にプラス1パーセントで3パーセントになったんですけど、この2項は、特例基準割合ということになれば、2パーセントじゃないかっていう質問したんですけど、違うんですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

税務課長（橋本公六君） すいません。これは3パーセントでございまして。あくまでも前項の率を援用するという事なんで、法人税のほうだけが2パーセントになるということとはございません。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） この条例がですね、改正されることによってですね、我が町として

ですね、今までの従来の分と、この改正されてからの分として、どれぐらい変わってくるか、ちょっとはじいていらっしゃいます。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。特に、把握はいたしておりません。

延滞金は滞納の額にもよってきますし、それをあらかじめ、ちょっとはじくというのは、いかがなものかと思えますので、これによって、いくら減るかというような算段はいたしておりません。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第 63 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 63 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 63 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 64 号 佐用町子ども・子育て会議条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 10、議案第 64 号、佐用町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、議案第 64 号、佐用町子ども・子育て会議条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

国において、昨年 8 月、子ども・子育て支援法が成立、平成 27 年度から本格施行となります。この法律の施行に伴い、市町村は子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。

現在は、次世代育成支援法によりまして行動計画を策定し、それに基づいて子育て支援を推進しておりますが、平成 27 年度以降は新たに、子ども・子育て支援事業計画により取り組むこととなります。

この計画を策定するにあたり、市町村において審議会、その他の合議制の機関を設け意

見を聞かなければならないことということになっており、この度、佐用町子ども・子育て会議として、その機関を設けることとしたものでございます。

この会議につきましては、子ども・子育て支援法の規定により設置するものでございますが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関としての位置づけとなりますので、町条例により、佐用町子ども・子育て会議条例を制定するものであります。

以上、簡単でございますが提案説明とさせていただきます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第64号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いしたいと思います。

質疑はございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 付託案件なんで、1点だけお聞きしたいんですけども、先ほど、町長のほうから、お話ありました次世代育成支援行動計画というのが、後期が22年から26年度というような計画をされておるわけなんですけれども、それと、今回、若者支援のための総合的な施策ということで推進していくわけなんですけれども、そこらの、この違いというのが、ちょっとよく分からないんですけども、それが1点とですね。

この生涯学習のあらましですか、の中に、この子ども・若者の抱える問題が深刻化しているということで、青少年を零歳から40歳未満の者と捉え、30代も対象としたところに、直ぐに取り組まなければならない現実の大きさが伺えるということで、今回、条例が、そのようにして、40歳未満というような、ただ、その10代、20代だけと違って、40歳未満も若者と捉えということなんですけれども、このように、この書かれておるわけなんですけれども、そこら、どんなんですかね。この年齢の、この制限というのはあるわけなんですか。一番お聞きしたいのは、次世代育成行動計画との違いというんですか。総合計画の総合的な捉え方しておるわけなんですけれども、そこらを、ちょっとお聞きしたいんですけど。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。

今、言われておりました次世代育成支援行動計画というのは、平成17年に、平成17年に旧町の時に、各4町のほうで計画のほうを策定をしておりました。その後、10月に市町村合併がありまして、その年度に初期の次世代育成支援計画というのを作っております。

その後、合併後、平成21年に後期の計画、見直しも含めて後期の計画を立ててくださいということで、佐用町の場合は、後期計画で、平成22年から26年まで、次世代の計画書を作成させてもらっています。

これにつきましては、18歳までの方を対象にした、当時で言いますと、子育て、それから男女共同参画、要するに、子供に実際にかかわる、何か支援策を検討していこうじゃな

いかということが、主に主で、それに基づきまして、当時の、この計画というのは目標量を定めて、それに向かって5年間の計画を立てていこうじゃないかということで、この計画を立てているかと思います。

で、この次世代の育成支援法と言いますのは、実は、10年間の時限立法でございまして、平成26年までの法律でございまして。ただ、国のほうも、この27年からどうするかということは、最終的に、まだ、方針は決めておりませんが、決めていないわけなんですけど、国の会議の中においては、資料のほうでは、現行の各市町の次世代行動計画等に基づく取り組み状況の把握をし、評価をし、それに基づいて、今後の各市町の子ども・子育て支援事業計画を進めて行きなさいというような資料にもなっております。

で、この内容につきましても、私どもも兵庫県の児童課のほうにも確認をさせていただきました。従来から、子ども・子育てにつきましても、次世代で、こういう形でしておりますが、また、このような形で、子ども・子育て支援計画、または、支援法に基づいて、いろんな制度が入ってきますと、同じ担当部署でありながら、いろんな法によって、また、いろんな計画によって進めていくというのは、非常にこう困惑しますし、指導も難しいということで、統合的な計画はできないものかということで、次世代が、26年までこう、ございますが、それを、この計画に、新たに、子ども・子育て支援の計画に取り入れてできないものかということで、県のほうに尋ねましたら、大いに、それはやっていただいて結構ですということで、県のほうも、今、指導を、そういう形で、指導していただきました。

ただ、行動計画は26年まででございますので、今現在、ちょうど進捗状況等も把握しております。その中で、その状況も踏まえながら、新たに、今年度、来年度ニーズを調査をいたしまして、来年度に計画書を作成し、施行は27年度、3年目の27年度に4月1日から事業計画に基づいて施行していくと、実施していくという運びでございます。

それから、先ほど、井上議員のほうから言われました、子ども・若者の話が、ちょっと出たかと思いますが、実は、この法律とは、また別に、子ども・若者支援法というのが、また、ございます。で、これが今、議員言われましたように、39歳までの方を対象にした、これも同じ内閣府がやっている事業なんですけど、昔の青少年関係ですね、年齢的に言えば、39歳までの方を対象にした支援計画を立てていくようにということで、これも27年度を目標にということで、国のほうからは、各市町には下りておりますが、ちょっとまだ、私ども、佐用町のほうは、具体的な方向性は、まだ、見えてないんですが、まだ、事務担当者レベルの調整ということで現在しております。

ですから、子ども・若者支援法と、子ども・子育て支援法とは別個という形で、今回は、子ども・子育て支援の関係でございまして、18歳までの支援計画ということで、今回、会議の条例制定をさせていただきました。以上です。

議長（西岡 正君） 井上議員、よろしいか。

7番（井上洋文君） 分かりました。子ども・若者育成支援法というのが、一緒のことかなと思ったんですけども、これだったら、また、違った子育て支援法に基づく、こういう条例を作られたということですね。はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

はい、ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第64号は、会議規則第37条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 64 号、佐用町子ども・子育て会議条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-
- 日程第 11. 議案第 65 号 平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 12. 議案第 66 号 平成 25 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 13. 議案第 67 号 平成 25 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 14. 議案第 68 号 平成 25 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 15. 議案第 69 号 平成 25 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 16. 議案第 70 号 平成 25 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 17. 議案第 71 号 平成 25 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 18. 議案第 72 号 平成 25 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 19. 議案第 73 号 平成 25 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 20. 議案第 74 号 平成 25 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 21. 議案第 75 号 平成 25 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 22. 議案第 76 号 平成 25 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 23. 議案第 77 号 平成 25 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 24. 議案第 78 号 平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 11 に入ります。日程第 11 ないし日程第 24 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 65 号、平成 25 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出についてから、日程第 24、議案第 78 号、平成 25 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 65 号から議案第 78 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 65 号、佐用町一般会計補正予算（第 2 号）から説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 億 3,766 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131 億 1,661 万 2,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

まず、地方特例交付金 37 万 8,000 円の減額は、交付額が決定したことに伴うものでございます。

地方交付税につきましても、この度、普通交付税の交付額が決定をいたしましたので 1 億 1,677 万円を増額し、普通交付税の総額を 58 億 1,193 万 6,000 円といたしております。

分担金及び負担金につきましては、102 万 5,000 円を増額で、農林水産業費分担金でございまして。

国庫支出金につきましては、7,450 万 6,000 円を増額でございまして。

国庫補助金におきましては、庁舎整備事業に市町村合併推進体制整備事業補助金 2,710 万円、地域経済の活性化と雇用の創出を図るために創設された地域の元気臨時交付金 3,123 万 3,000 円、学校規模適正化事業に伴う、へき地児童生徒援助費等補助金 1,242 万 8,000 円をそれぞれ追加計上いたしております。

県支出金につきましては、890 万 6,000 円を増額いたしております。うち、県負担金におきましては、4 万 8,000 円を増額で、県移譲事務交付金の確定によるものでございます。県補助金におきましては、877 万 2,000 円を増額で、緊急防災林整備事業補助金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金などの事業量の増加に伴うものでございます。県委託金におきましては、8 万 6,000 円を増額で、住生活総合調査委託金を追加計上いたしております。

財産収入につきましては、財産売払収入 2,575 万 3,000 円を増額で、エムシーファーターイコムの跡地などの町有地の土地売払い代金などでございます。

繰入金につきましては、基金繰入金 1,240 万円の増額で、災害復興基金繰入金でございまして。

繰越金につきましては、2,052 万 9,000 円を増額。平成 24 年度繰越金でございまして。

諸収入につきましては、雑入 1,339 万 3,000 円を増額で、派遣職員給与費弁償費、中国道救急業務支弁金が主なものでございます。

町債につきましては、10 億 1,056 万 8,000 円の減額でございまして。主なものといたしましては、臨時財政対策債発行可能額の決定と借入見込みにより 2 億 5,096 万 8,000 円の減額。庁舎建設等整備事業債におきましては、平成 26 年度への債務負担行為などにより合併特例事業債を 8 億 8,070 万円減額。また、義務教育施設整備事業債におきましては、学校規模適正化事業における小学校施設の整備やスクールバスの購入など合併特例事業債を 1 億 370 万円追加計上いたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

各費目を通じまして人件費を計上いたしておりますが、これは、佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例による給与の減額と人事異動に伴うものでございます。

なお、特別会計につきましても、人件費は同様でございまして。

まず、議会費 177 万 6,000 円の減額は、人件費でございまして。

総務費につきましては、9億1,689万6千円の減額でございます。うち、総務管理費におきまして、9億1,193万7,000円の減額で、人件費の減額のほか、庁舎整備事業費において債務負担行為への事業費の振りかえを行うなどおいたしております。徴税費、戸籍住民登録費及び統計調査費におきましては、それぞれ828万7,000円の減額、360万4,000円の増額、27万6,000円の減額で、いずれも人件費でございます。

民生費につきましては、235万3,000円の増額でございます。うち、社会福祉費におきましては、1,282万5,000円を増額で、人件費のほか、福祉医療費などの平成24年度精算金861万2,000円の増額、けんこうの里三日月運営費の修繕料441万円、ほっとちゃん改修費510万円の増額が主な内容でございます。児童福祉費におきましては、1,051万8,000円の減額で、人件費のほか、子ども・子育て支援事業計画策定業務の追加が主なものでございます。国民年金事務取扱費4万6,000円の増額は、人件費であります。

衛生費につきましては、3,332万8,000円の減額でございます。うち、保健衛生費におきましては、2,828万4,000円の減額で、人件費のほか、特別会計への繰出金の減額が主な内容であります。清掃費におきましては、504万4,000円の減額で、人件費の減額のほか、佐用クリーンセンターの合併処理浄化槽設置費の増額などが主なものでございます。

農林水産業費は、2,362万4,000円の増額でございます。うち、農業費におきましては、131万1,000円の減額で、人件費が主なものでございます。林業費におきましては、2,493万5,000円の増額で、人件費のほか、有害鳥獣駆除活動補助金の増額、森林資源活用計画調査事業の追加、緊急防災林整備事業補助金が主な内容でございます。

商工費につきましては、1,913万9,000円の増額で、人件費のほか、笹ヶ丘公園の駐車場整備事業費を追加いたしております。

土木費につきましては、20万円の減額でございます。うち、土木管理費315万4,000円の減額は、人件費であります。道路橋梁費におきましては、1,199万7,000円の増額で、人件費ほか、平福保育園進入路整備の追加など、道路改良事業費を増額いたしております。都市計画費3万1,000円の増額は、播磨高原広域事務組合下水道事業への繰出金でございます。下水道費781万円の減額は、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。住宅費126万4,000円の減額は、人件費でございます。

消防費につきましては、865万7,000円の増額で、人件費のほか、西はりま消防組合への負担金が主なものでございます。

教育費につきましては、1億5,069万4,000円の増額でございます。うち、教育総務費288万2,000円の減額は、人件費が主なものでございます。小学校費におきましては、1億3,370万8,000円の増額で、人件費のほか、学校規模適正化事業に伴う佐用小学校、徳久小学校の施設整備、スクールバス購入などが主なものでございます。中学校費におきましては、106万5,000円の増額で、人件費のほか、スクールバスの購入でございます。社会教育費におきましては、112万7,000円の増額で、人件費のほか、埋蔵文化財の調査が主なものでございます。保健体育費におきましては、1,767万6,000円の増額で、人件費のほか、上月体育館のトップライト改修費、屋根の修理の追加でございます。

諸支出金946万9,000円の増額は、基金費の災害復興基金積立金でございます。

次に、債務負担行為の補正でございますが、第2表、債務負担行為補正により説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。

庁舎整備事業につきましては、期間を平成26年度、限度額を10億円に設定をいたしております。

子ども・子育て支援事業計画策定業務委託につきましては、期間を平成26年度、限度額を230万円に設定をいたしております。

それぞれ地方自治法第214条に規定する債務負担行為の追加でございます。

次に、地方債の追加及び変更につきまして、第3表、地方債補正によりまして説明をさせていただきます。4ページをご覧ください。

地方債の追加は、公立学校施設整備事業1億370万円。公立学校施設整備事業費に係る起債予定額を限度額設定をいたしております。

地方債の変更は、臨時財政対策債につきましては、決定された発行可能額に合わせて、起債の限度額を5億4,963万9,000円に改めております。

庁舎建設等整備事業につきましては、平成26年度の債務負担行為への事業費を振りかえたため、限度額を1億7,570万円に改めております。

介護予防拠点施設整備事業、農業生産基盤整備事業及び道路新設改良事業につきましては、事業量の増加などにより、起債の限度額をそれぞれ3,390万円、1,490万円、4億7,280万円に改めるものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきますが、私のほうで、少し、間違っております。議会費におきまして、私が、議会費を177万6,000円というふうに説明をしたということではありますが、正しくは、議会費は117万、117万6,000円であります。訂正をさせていただきます。

それでは、続きまして、特別会計に入らせていただきます。

議案第66号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ449万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,339万4,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりましての説明を申し上げます。まず、歳入から説明をいたします。1ページをご覧ください。

療養給付費等交付金は、152万3,000円の増額で、退職被保険者の保険給付費の所要額見込に係る、交付金の調整分を追加計上いたしております。

繰入金は、他会計繰入金93万円の減額でございます。

繰越金は、390万6,000円の増額であります。

次に、歳出であります。総務費は93万円の減額で、佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例による給与の減額に伴うものでございます。

保険給付費は、366万2,000円の増額で、退職被保険者の高額療養費の所要額見込に係る調整分を、追加計上いたしております。

諸支出金は176万7,000円の増額で、償還金及び還付加算金の調整分で、内容は、一般被保険者に係る、保険税還付金を50万円、前年度の特定健診等の補助事業実績に基づく、補助金の翌年度精算にかかる、過年度返還金126万7,000円でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第67号、佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,935万3,000円に改めるものでございます。

その内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正により、説明をさせていただきます。

まず、歳入から申し上げます。1ページをご覧ください。

繰入金は、他会計繰入金27万8,000円の減額でございます。

繰越金は、8万2,000円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございます。総務費は、27万8,000円の減額で、佐用町職員の給与の臨時特例に関する条例による給与の減額に伴うものでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、8万2,000円の増額で、後期高齢者医療広域連合納付金の、納付額の確定に伴う追加でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第68号、佐用町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ637万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,115万円に改めるものでございます。

その内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によって説明をいたします。

まず、歳入から、1ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、103万5,000円の増額でございます。うち、国庫負担金におきましては、平成24年度介護給付費の精算に伴い102万3,000円の増額。国庫補助金におきましては、任意事業1万2,000円の追加計上でございます。

県支出金につきましては、任意事業6,000円の追加計上でございます。

繰入金につきましては、417万5,000円の増額でございます。うち、一般会計繰入金は、136万4,000円を減額、基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金から553万9,000円を追加計上いたしております。

繰越金につきましては、平成24年度からの繰越金116万円を追加計上しております。

次に歳出でございますが、総務費の137万円の減額は、給与の臨時特例に関する条例による給与の減額に伴う人件費の減額でございます。

地域支援事業費の3万2,000円の増額は、任意事業費の追加計上でございます。

諸支出金で771万4,000円の増額は、平成24年度国及び県の負担金及び交付金の精算による返還金でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第69号、佐用町朝霧園特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,487万5,000円とするものでございます。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

まず、歳入から、1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、183万4,000円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、民生費で183万4,000円を減額しております。その内容は、職員の給与の臨時特例に関する条例による給与の減額と人事異動に伴うものでございます。

以上で、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第70号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,295万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,593万円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

まず、歳入から、予算書1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金2,289万7,000円の減額でございます。

繰越金につきましては、2,034万7,000円の増額でございます。

諸収入につきましては、3,750万円の増額で、過年度収入として、冠橋水管橋本設工事に係る補償金200万円、雑入といたしまして、佐用川河川改修工事に伴う、佐用簡易水道事業の認可変更及び実施設計費に係る補償金3,550万円を追加計上いたしております。

町債につきましては、800万円の増額で、南部浄水場の沈澱池改良工事として追加計上をいたしております。

次に歳出であります。簡易水道事業費につきましては、4,295万円を増額いたしております。

うち、管理費におきまして、55万円の減額で、職員の給与の臨時特例に関する条例による給与の減額と人事異動に伴うものでございます。

建設改良費におきましては、4,350万円の増額をいたしております。その内訳は、委託料として佐用川河川改修工事に伴う佐用簡易水道事業の認可変更及び実施設計費として、3,550万円、工事請負費として、南部浄水場の沈澱池改良工事に伴う経費として800万円を増額いたしております。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第71号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,606万1,000円に改めるものでございます。

その内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正により説明をさせていただきます。

まず、歳入から、1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金781万円の減額でございます。

繰越金につきましては、228万6,000円の増額であります。

諸収入につきましては、397万円の増額で、兵庫県からの河川改修事業に伴う移設補償費の平成24年度精算金でございます。

次に、歳出であります。公共下水道事業費は155万4,000円を減額いたしております。その内訳といたしまして、職員の給与の臨時特例に関する条例による給与の減額と人事異動に伴うものが主な内容でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第72号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,342万円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第1表により説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書の1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金345万8,000円の減額でございます。

繰越金につきましては、299万6,000円の増額であります。

次に歳出でございます。生活排水処理事業費につきましては、46万2,000円を減額いたしております。

この内訳といたしましては、浄化槽管理費が9万8,000円の減額、農業集落排水施設管理費で36万4,000円の減額、また、職員の給与の臨時特例に関する条例による給与の減額と人事異動に伴う人件費の減額が主な内容でございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第73号、佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 115 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 736 万 1,000 円に改めるものでございます。

その内容につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

まず、歳入から、予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金は、68 万 2,000 円の減額でございます。

繰越金は、183 万 2,000 円の増額でございます。

諸収入は、増減はございません。内訳として、人事異動に伴う財源の振りかえでございます。

次に歳出でございますが、教育費につきましては、23 万 4,000 円の増額であります。内容につきましては、職員の給与の臨時特例に関する条例による給与の減額と人事異動に伴う人件費が 571 万 8,000 円減額、光熱水費電気料 100 万円の増額、グループロッジの修繕料 80 万円の増額、天文台の修繕料 214 万 8,000 円の増額、エンクロージャーの保守管理委託料 204 万円の増額などが主なものでございます。

基金費につきましては、繰越金の計上に伴いまして、積立金 91 万 6,000 円を計上いたしましたものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 74 号、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 1 号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88 万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,445 万 3,000 円に改めるものでございます。

その内容につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正により、説明をさせていただきます。

まず、歳入から、予算書の 1 ページをご覧ください。

繰入金につきましては、88 万円の増額であります。全額が一般会計繰入金で、笹ヶ丘荘管理運営の見込みに基づくものでございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、88 万円の増額でございます。全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、その内容は、職員の給与の臨時特例に関する条例による給与の減額に伴う人件費の減額、及び、放送設備修理に係る修繕料の増額でございます。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 75 号、佐用町歯科保健特別会計補正予算の（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 33 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,712 万 2,000 円に改めるものでございます。

その内容につきまして、第 1 表の歳入歳出予算補正により説明をさせていただきます。

まず、歳入から、繰入金につきましては、33 万 9,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございます。総務費の 33 万 9,000 円の減額は、職員の給与の臨時特例に関する条例による給与の減額に伴う人件費の減額でございます。

以上で、歯科保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 76 号、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,057 万 1,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正により、説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、繰越金につきましては、11 万 9,000 円の増額で、前年度から

の繰越額となる追加額を計上いたしております。

次に、歳出であります。宅地造成費につきまして、699万4,000円の減額で、宅地造成基金積立金でございます。

公債費につきましては、699万4,000円の増額で、町債償還元金を計上いたしております。

予備費につきましては、11万9,000円の増額を計上いたしております。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第77号、佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、収入支出予算の総額に収入支出それぞれ359万円を追加をし、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ1億654万円とするものであります。

業務勘定において、359万円の増額で、主なものは人事異動に伴う補正でございます。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

最後に、議案第78号、佐用町水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を申し上げます。

今回補正の主な理由は、人件費において、職員の給与の臨時特例に関する条例による給与の減額と人事異動に伴う人件費の減額と、千種川河川改修工事において、家内橋架替工事に伴う配水管移設工事と、大酒浄水場及び久崎浄水場の水源変更による認可変更及び実施設計に伴う増額経費を補正するものであります。

第2条の収益的収入及び支出において、支出の第1款、水道事業費の第1項、営業費用を36万7,000円の減額、第2項、営業外費用を、特定収入分消費税額123万5,000円を増額、水道事業費を2億3,613万3,000円にするものであります。

第3条の資本的収入及び支出において、第1款の資本的収入のうち、第4項、工事請負金を9,890万4,000円増額し、資本的収入を3億777万4,000円に、支出の第1款、資本的支出、第1項、建設改良費を8,998万円増額し、資本的支出を3億5,035万1,000円にしようとするものでございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第65号から議案第78号までの補正予算についての説明をさせていただきました。ご審議いただきましてご承認を賜りますように、お願いを申し上げまして、提案の説明を終わります。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております、議案第65号ないし議案第78号につきましては、9月24日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

ここで、しばらく休憩したいと思います。再開を午後2時10分といたします。

提案理由の説明が多いので、休ませていただきます。

午後01時55分 休憩

午後02時10分 再開

議長（西岡 正君）

それでは、休憩を解き、会議を続けます。

-
- 日程第 25. 認定第 1 号 平成 24 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 26. 認定第 2 号 平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 27. 認定第 3 号 平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 28. 認定第 4 号 平成 24 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 29. 認定第 5 号 平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 30. 認定第 6 号 平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 31. 認定第 7 号 平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 32. 認定第 8 号 平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 33. 認定第 9 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 34. 認定第 10 号 平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 35. 認定第 11 号 平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 36. 認定第 12 号 平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 37. 認定第 13 号 平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 38. 認定第 14 号 平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 39. 認定第 15 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（西岡 正君）

続いて日程第 25 に入りますが、日程第 25 ないし日程第 39 については一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）

ご異議なしと認めます。よって、日程第 25、認定第 1 号、平成 24 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 39、認定第 15 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）

それでは、ただ今、上程をいただきました認定第 1 号から認定第 15 号までの平成 24 年度佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括議題とされましたので、順次説明をさせていただきます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出し、議会の認定を賜りたいと存じますので十分ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、認定第1号、平成24年度佐用町一般会計決算から説明をさせていただきます。

金額につきまして、一般会計につきましては、千円単位で説明をさせていただきます。

まず、決算書74ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。一般会計の歳入総額は139億3,805万1,000円、歳出総額が138億5,081万9,000円、歳入歳出差引額8,723万2,000円で、翌年度に繰り越すべき財源が4,610万1,000円でございます。実質収支額は4,113万1,000円でございます。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を2,060万円といたしております。

平成21年台風第9号の災害復旧事業の終了により、災害関連経費9億円余りが減少し、対前年度比歳出総額が8億6,000万円余り減少することが大きな要因となりました。

次に、決算書1ページ、一般会計歳入決算書をご覧ください。

歳入につきまして、款別の収入済額、そのうち、1億を超える主なものにつきましては、収入済額合計に対する割合を報告をさせていただきます。

町税は22億2,663万4,000円で、歳入に占める割合は15.98パーセント。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国・県からルールに基づいて交付をされません。

地方譲与税1億4,489万8,000円で1.04パーセント、利子割交付金は529万5,000円で、配当割交付金は535万1,000円、株式譲渡所得割交付金は120万4,000円、地方消費税交付金は1億7,407万9,000円で1.25パーセント、ゴルフ場利用税交付金は5,288万1,000円、自動車取得税交付金は5,228万1,000円でございます。

地方特例交付金は613万8,000円で、地方交付税は67億1,024万円で48.14パーセント、そのうち、特別交付税が9億7,099万7,000円、交通安全対策特別交付金は466万6,000円となっております。

分担金及び負担金は1億5,144万7,000円で1.09パーセント。その主なものは、土地改良事業分担金、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などでございます。

使用料及び手数料は2億7,859万6,000円で2.0パーセント、その主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料などでございます。

国庫支出金は4億6,625万1,000円で3.34パーセント、その主なものといたしまして、子ども手当負担金、障害者福祉サービス負担金、経常的な財源のほか、投資的経費の財源といたしまして、公共土木施設災害復旧費負担金、市町村合併推進体制整備費補助金などを受け入れております。

県支出金は7億399万1,000円で5.05パーセント、その主なものは、子ども手当負担金、医療保険事業に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、福祉医療関係補助金のほか、投資的経費の財源といたしまして、基盤整備促進事業補助金、中山間地域総合整備事業補助金、県単独補助治山事業補助金、過年発生農林災害復旧費補助金などでございます。

財産収入は1億1,960万9,000円で0.86パーセント、その主なものは、土地等の賃貸料、各種基金の預金利子、土地等の売払い代金などでございます。

寄附金は807万円、消防施設費寄附金、ふるさと応援寄附金が主なものでございます。

繰入金は4億2,053万6,000円で3.02パーセント、中身は、特別会計繰入金と基金繰入金で、うち財政調整基金につきましては2億9,992万2,000円を繰り入れをいたしております。

繰越金は1億858万円、0.78パーセントで、うち繰越明許費に係るものは6,014万9,000

円でございます。

諸収入は2億7,089万4,000円で1.94パーセント、その主なものは、町商工会事業資金貸付金元利収入、県市町村振興協会市町交付金などでございます。

町債は20億2,641万円で14.54パーセント、その内訳は、臨時財政対策債5億5,751万円、防災行政無線整備事業債8億6,700万円、過疎対策事業債2億1,320万円、合併特別事業債3億5,010万円、その他3,860万円となっております。

次に、歳出でございますが、同じく7ページ、一般会計歳出決算書をご覧ください。

人件費関係は省略させていただきまして、歳入と同様の款別の支出済額と、1億円以上の主なものの、その割合、主な事業等につきましての説明を申し上げます。

議会費は1億4,028万4,000円で、歳出総額に占める割合は1.01パーセントでございます。

総務費は16億7,687万5,000円で12.11パーセントとなっております。総務管理費におきまして、太陽光発電事業に伴う土地購入費及び出資金、コミュニティバス等の運行、合併以降取り組みを推進しております協働のまちづくり事業、佐用チャンネルなど情報通信施設管理事業などを実施いたしております。徴税费におきましては、平成25年度までの債務負担行為を設定いたしております固定資産税評価更新業務委託料につきましては、第4年度の支出でございます。選挙費におきましては、衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査などを執行いたしております。

民生費は27億4,748万1,000円で19.84パーセントでございます。主な事業といたしまして、社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、敬老事業、高年クラブ助成事業、老人医療費助成事業、老人保護措置事業、長寿祝金支給事業、障害者支援事業、南光地域福祉センター改修事業などがございます。児童福祉費におきましては、三日月保育園耐震化事業を実施をしたほか、子ども手当支給事業、学童保育事業、乳幼児等・母子家庭等医療費助成事業及び保育園、子育て支援センター管理・運営事業などが主なものでございます。災害救助費におきましては、高齢者住宅再建支援金、住宅災害復興融資利子補給金などがございます。

衛生費につきましては12億2,769万4,000円で8.86パーセントでございます。主な事業といたしまして、保健衛生費におきましては、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、妊婦健康診査補助などを行う母子保健事業などがございます。清掃費におきましては、クリーンセンター、衛生公苑、コミュニティプラントの施設管理事業が主なものでございます。

農林水産業費は8億881万8,000円で5.84パーセントでございます。主な事業といたしましては、農業費におきまして、農作物特産定着化対策事業、野生動物防護柵設置事業補助、農業の担い手確保対策事業など、農業振興支援策を講じますとともに、ため池整備事業、基盤整備促進事業、中山間地域総合整備事業など、農業生産基盤整備事業を実施いたしております。林業費におきましては、町行造林保育事業、シカ緊急捕獲拡大事業をはじめ有害鳥獣駆除活動補助事業、町単独間伐事業、森林整備地域活動支援事業、緊急防災林整備事業、荒廃溪流整備事業などを実施いたしております。

商工費は1億9,030万2,000円で1.37パーセントでございます。主な事業といたしましては、消費者行政活性化事業、町商工会助成金、観光関係では、町観光協会補助金や、西はりま天文台公園特別会計及び笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。

土木費は13億5,895万7,000円で9.81パーセントとなっております。主な事業といたしましては、土木管理費におきましては、急傾斜地崩壊対策事業を道路橋梁費、河川費におきましては、橋梁長寿命化計画策定事業、道路・橋梁の新設改良事業を実施いたして

おります。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。住宅費におきましては、町営住宅の管理・運営経費を計上いたしております。

消防費は14億7,978万円で10.68パーセントでございます。非常備消防費におきましては、分団再編に伴う消防用車両の購入、河川改修に伴う佐用第1機動分団の車庫建設事業が主なものであります。

教育費は8億2,000万5,000円で5.92パーセントとなっております。教育総務費におきまして、各校区に学校規模適正化懇談会及び委員会を設置し、適応指導教室の運営、私立幼稚園振興助成事業、国際理解教育推進事業、特別支援教育推進事業につきましては、継続的に実施をいたしているところでございます。小学校費及び中学校費におきましては、通常の学校管理・教育振興・通学対策事業を実施しております。社会教育費におきましては、人権啓発事業、放課後子ども教室推進事業、高年大学や青少年育成センターの運営、図書館等社会教育施設の管理・運営事業などを継続実施をいたしております。保健体育費におきましては、スポーツ振興策として、体育協会補助、及びマラソン大会の運営助成、スポーツ公園・体育館などの社会体育施設や学校給食センターの管理運営が主なものでございます。

災害復旧費は1億1,514万8,000円で0.83パーセントでございます。うち、現年度の農林水産施設及び公共土木施設災害復旧事業は、6,898万8,000円でございます。

公債費は26億6,398万8,000円、19.23パーセントとなっております。

諸支出金は6億2,148万9,000円で4.49パーセント、公営企業費及び基金費でございます。

以上で、一般会計の説明とさせていただきます。

次に、特別会計についてのご説明を申し上げます。

まず、認定第2号、平成24年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額21億9,251万589円。歳出総額21億8,860万3,030円。差引き額390万7,559円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書75ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

91ページ、財産に関する調書の、国保準備基金は、前年度末現在高4,446万5,994円、決算年度中増減高は7万9,819円の増額で、平成24年度末現在高は、4,454万5,813円でございます。

次に、決算書13ページをご覧ください。まず歳入よりご説明を申し上げます。

国民健康保険税は、3億6,646万9,251円でございます。

使用料及び手数料は、督促手数料として14万6,304円であります。

国庫支出金は、3億9,118万5,011円で、内訳は、療養給付費分・高額医療費共同事業費分・特定健診等の費用に係る、定率の国庫負担金が2億9,744万4,911円、財政調整交付金、高齢者医療制度円滑運営費補助金の国庫補助金が9,374万100円でございます。

療養給付費等交付金は、1億8,756万2,407円で、退職被保険者に係る交付金であります。

前期高齢者交付金は、7億4,459万5,541円で、65歳以上74歳未満の、前期高齢者の医療費にかかる交付金であります。

県支出金は、1億141万2,548円で、内訳は、高額医療費・共同事業費分・特定健診等の費用に係る、定率の県負担金が1,426万9,548円、国民健康保険事業費・県財政調整交付金等の県補助金が8,714万3,000円でございます。

共同事業交付金は、2億4,055万5,356円であります。

財産収入は、7万9,819円で、基金の預金利子であります。

繰入金は、1億5,433万988円で、他会計からの繰入金でございます。

繰越金は、285万7,973円でございます。

諸収入は、331万5,391円で、内訳は、延滞金、加算金及び過料が260万1,052円、受託事業収入が38万3,935円、雑入が33万404円でございます。

続いて、決算書17ページ、歳出について、歳入同様、款別の支出済額を申し上げます。

総務費3,236万1,464円で、内訳は、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費が3,031万6,005円、賦課徴収事務に係る徴税費が182万6,239円、運営協議会費が21万9,220円であります。

保険給付費は15億658万4,810円で、内訳は、療養諸費が13億3,173万7,786円、高額療養費が1億6,941万3,806円、出産育児諸費が417万1,890円、葬祭諸費が125万円でございます。

後期高齢者支援金等は2億4,224万7,213円、前期高齢者納付金等は24万7,578円、老人保健拠出金は1万4,065円、介護納付金は1億396万2,755円、共同事業拠出金は2億6,454万6,781円でございます。

保健事業費は930万7,860円、内訳は、特定健康診査等事業費が814万5,650円、保健事業費が116万2,210円でございます。

基金積立金は7万9,819円で、国保準備基金の預金利子の、積み増し分でございます。

諸支出金は2,925万685円で、償還金及び還付加算金で、前年度の補助金・交付金等の実績精算に基づく、返還金が主なものとなっております。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第3号、平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額2億8,078万5,070円。歳出総額2億7,620万2,915円。差引き額458万2,155円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書76ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書21ページをご覧ください。まず、歳入より説明をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料は、1億8,332万1,678円、使用料及び手数料は1万4,000円でございます。

県広域連合支出金は171万3,406円で、後期高齢者の健康診査事業に係る、兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

繰入金は9,140万9,378円で、他会計繰入金として、主なものは、保険基盤安定・広域連合分賦金・職員給与等の繰入金でございます。

繰越金は406万3,298円であります。

諸収入は26万3,310円で、償還金及び還付加算金として、兵庫県後期高齢者広域連合からの、保険料還付金として受け入れをいたしております。

続いて、決算書23ページ歳出について、歳入同様、款別の支出済額を説明をさせていただきます。

総務費は1,028万9,238円で、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費であります。

保健事業費は133万2,839円で、後期高齢者の健診等にかかる事業費であります。

後期高齢者医療広域連合納付金は2億6,407万528円で、徴収した保険料及び、保険基盤安定負担金などがございます。

諸支出金は 51 万 310 円で、償還金及び還付加算金で、保険料の還付金、前年度補助金の実績精算に基づく返還金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 4 号、平成 24 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明をさせていただきます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額 21 億 215 万 8,663 円。歳出総額 21 億 99 万 6,957 円。差引き 116 万 1,706 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 77 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 25 ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

保険料は、3 億 6,483 万 5,905 円でございます。

分担金及び負担金は 8,800 円、これは認定審査等にかかる県健康福祉事務所からの受託金でございます。

使用料及び手数料は 3 万 9,300 円で、督促手数料であります。

国庫支出金は、5 億 1,651 万 2,311 円。主なものは、介護給付費負担金 3 億 4,109 万 8,461 円、調整交付金 1 億 6,322 万 7,000 円、その他、地域支援事業交付金などがございます。

支払基金交付金は、5 億 6,474 万 727 円で、主なものは、介護給付費交付金 5 億 6,348 万 6,727 千円、及び地域支援事業支援交付金であります。

県支出金は、3 億 1,400 万 2,905 円で、主なものは、介護給付費負担金 2 億 9,341 万 7,189 円、財政安定化基金交付金 1,449 万 3,716 円及び地域支援事業交付金でございます。

財産収入は 3,756 円で、介護保険給付費準備基金の預金利子であります。

繰入金は 3 億 2,398 万 4,870 円で、一般会計繰入金であります。

繰越金は 115 万 9,036 円で、平成 23 年度からの繰越金であります。

諸収入は 1,687 万 1,053 円で、第三者納付金とハイムゾンネなど介護給付費の返還金であります。

次に、歳出をご説明申し上げます。

総務費 9,212 万 3,624 円は、人件費のほか保守点検委託料などの総務管理費 8,224 万 2,724 円、及び介護認定審査会費、運営委員会費などあります。

保険給付費 19 億 4,222 万 9,144 円は、介護サービス等諸費 17 億 2,769 万 4,707 円、支援サービス等諸費 7,874 万 8,236 円が主なものであります。

地域支援事業費 1,551 万 2,641 円は、介護予防事業費 338 万 6,037 円、包括的支援事業費 187 万 6,374 円及び任意事業費 1,025 万 230 円となっております。

基金積立金 2,854 万 7,000 円は、介護給付費準備基金積立金であります。

諸支出金 258 万 4,548 円は、平成 23 年度分介護給付費精算による国、県及び支払基金への返還金などがございます。

公債費 2,000 万円は、財政安定化基金貸付金償還元金でございます。

続きまして、介護保険サービス事業勘定についての説明を申し上げます。

歳入歳出決算の総額に歳入歳出それぞれ 925 万 8,740 円となっております。

歳入におきましては、サービス収入 925 万 7,600 円は、居宅支援サービス計画費収入でございます。

繰越金 1,140 円は、平成 23 年度の繰越金であります。

次に歳出につきましては、サービス事業費 642 万 2,160 円、介護予防支援委託料でございます。

諸支出金 283 万 6,580 円は、一般会計への繰出金でございます。

以上で、佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第5号、平成24年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額1億2,607万2,896円。歳出総額1億2,607万2,896円であり、歳入歳出同額となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書79ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書37ページ、まず、歳入より説明をいたします。

事業収入は1億1,922万9,012円で、これは施設の入所者にかかわる生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体から負担されるものであります。

繰入金の638万2,649円は、事業収入の不足分を補填する一般会計からの繰入金であり、諸収入の46万1,235円は、主に短期入所者にかかわる経費収入となっております。

続いて歳出のご説明をいたします。民生費の1億2,607万2,896円の主なものは、施設職員の人件費及び施設管理費、入所者の食事材料費などの執行額となっております。

以上で、朝霧園特別会計の歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第6号、平成24年度、佐用町簡易水道事業特別会計決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額7億3,730万5,300円。歳出総額7億927万8,803円で、差引き額2,802万6,497円となっております。

実質収支につきましては、決算書80ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

なお、この会計は、繰越明許費による翌年度に繰り越すべき財源が767万8,000円ございます。

次に、決算書41ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は910万円で、内容は、新規加入16件、給水工事費負担金10件でございます。

使用料及び手数料は、3億6,105万4,008円で、現年使用料の収納率99.31パーセント、水道使用料及び検査手数料54件等であります。

国庫支出金は、簡易水道施設災害復旧事業補助金で821万2,000円でございます。

財産収入は、基金預金利子、土地建物貸付収入及び不動産売払収入で314万5,500円。繰入金として、建設改良費、災害復旧事業等に充当のため、一般会計より、1億8,793万8,000円を繰り入れております。

繰越金は、2,422万1,500円でございます。

諸収入は、河川改修工事に伴う水道管移設補償金等で8,573万4,292円。町債では、簡易水道復旧事業債等5,790万となっております。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費の一般管理費においては、人件費及び関係団体への負担金、消費税等5,179万2,162円となりました。現場管理費については、簡易水道施設の維持管理経費で、光熱水費、修繕料、塩素等の医薬材料費、施設管理委託料、膜モジュール交換工事、沈殿池清掃・傾斜管設置工事、取水ポンプ更新等の工事請負金、水道資材購入費等で1億4,827万2,577円でございます。建設改良費は1億1,820万155円であり、事業の内訳は委託料で、冠橋の水管橋移設詳細設計、佐用地域漏水調査等、また、工事請負費では、本位田浄水場前処理設備設置工事、長谷橋水管橋上部工事、山脇大橋水管橋移設工事等、配管移設工事でございます。

簡易水道災害復旧費の工事請負費は、台風9号災害復旧に伴う本位田水管橋復旧工事で、3,272万7,850円。公債費では、起債償還元金及び利子で3億5,790万5,209円となっております。

以上で、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の提案説明とさせていただきます。

次に、認定第7号、平成24年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額8億5,148万7,043円。歳出総額8億4,882万4,902円。差引き額266万2,141円となっております。

実質収支につきましては、決算書81ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

なお、この会計には、繰越明許費による翌年度に繰り越すべき財源が37万5,000円でございます。

次に、決算書45ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金では、24件の事業加入負担金と8件の工事負担金で700万円。

使用料及び手数料は、現年の下水道使用料で収納率98.84パーセントと排水工事指定店登録手数料等で、2億115万427円でございます。

国庫支出金は、公共下水道事業補助金で、237万5,000円、一般会計からの繰入金は、5億8,349万6,000円、繰越金は、83万7,761円でございます。

諸収入は、河川改修に伴う管渠移設補償費等で、5,662万7,855円でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費のうち、管理費は、1億5,986万6,277円で、内訳は、人件費及び関係機関、諸団体への会費、負担金、消費税の一般管理費と各施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託費、修繕を含む維持管理経費とマンホール及び道路補修等の現場管理費でございます。

事業費は、人件費と経常経費、建設改良に要する下水道管の布設替に伴う設計業務委託費、山脇大橋水管橋移設工事、マンホールポンプ取替工事、国道179、373号線舗装修繕工事等で、9,872万6,601円でございます。

公債費は、5億9,023万2,024円で、下水道債の償還元金及び利子となっております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第8号、平成24年度、佐用町生活排水処理事業特別会計決算の認定についてのご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額5億597万8,093円。歳出総額5億298万392円。差引き額299万7,701円となっております。

実質収支につきましては、決算書82ページの実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

次に、決算書49ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は、107万5,000円で、3件の新規加入負担金と2件の工事負担金でございます。

使用料及び手数料は、1億1,985万1,610円で、浄化槽の使用料と、町内10カ所の農業集落排水施設の使用料で、現年の収納率はそれぞれ99.04パーセント、99.36パーセントでございました。

国庫支出金は、175万2,250円で、かめ岩橋災害復旧事業費補助金でございます。

次に、繰入金は、2億9,994万7,000円で、一般会計からの繰入でございます。

繰越金308万583円は、前年度からの繰越金。諸収入7,857万1,650円は、浄化槽事務取扱手数料及び河川改修工事に伴う管渠移設補償費等でございます。

町債は、170万円で、かめ岩橋災害復旧事業債でございます。

歳出においては、生活排水処理事業費の浄化槽管理費は、1億1,800万9,319円で、ブローアーク修繕、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税納付金等が主なものでございます。浄化槽事業費は、404万400円で2件の浄化槽設置工事をいたしております。農業集落排水施設管理費は、7,287万2,600円で、人件費及び関係機関への負担金等

の一般管理費と、10カ所の浄化センターの光熱水費、医薬材料費、管理委託料、マンホールポンプ及び下水道機器の修繕工事、公共マス設置等にかかる現場管理費経費等でございます。農業集落排水施設事業費は、7,133万2,675円で、河川改修に伴う、かめ岩橋管路復旧工事施工監理業務の委託費、長谷橋、宮橋の本設工事、小赤松地内の支障管路移設工事費等でございます。

災害復旧費は、かめ岩橋の管路復旧工事の350万4,500円でございます。

公債費の2億3,322万898円は、合併処理浄化槽設置事業町債及び、農業集落排水事業町債にかかる償還元金、償還利子でございます。

以上で、生活排水処理特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第9号、平成24年度西はりま天文台公園特別会計決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額1億4,396万9,777円。歳出総額1億4,213万6,710円で、差引金額183万3,067円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書83ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書53ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

使用料及び手数料は681万9,500円、県支出金は、県からの委託金1億573万6,533円でございます。

財産収入は9万6,906円で、基金の利子でございます。

繰入金は1,761万4,000円、繰越金は65万1,408円、諸収入は1,305万1,430円で、主なものはロッジ宿泊料などでございます。

次に、歳出でございますが、教育費は1億4,171万3,804円で、人件費とグループ用ロッジや天文台の運営費でございます。

諸支出金は42万2,906円で、基金費でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第10号、平成24年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計決算につきましても提案のご説明を申し上げます。

昨今の厳しい経済状況が続く中、笹ヶ丘荘の経営も、依然、厳しい状況となっておりますが、皆さまに親しんでいただける施設として運営に努力をしております。歳入総額、歳出総額とも1億1,012万6,321円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書84ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書57ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入は8,824万4,916円、一般会計繰入金2,185万6,762円、諸収入2万4,643円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費1億1,012万6,321円で、その主なものは、人件費、運営管理に伴う需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、及び施設改修に伴う工事請負費等でございます。

24年度の施設利用客数は、笹ヶ丘荘6,364人、交流会館483人、体験施設195人、休憩12人、食事2万466人、入浴4,368人、会議826人、合計の3万2,714人で、対前年比4.9パーセント、1,687人の減となっております。

現在の利用者数は減少しているものの、少年サッカーの合宿利用など、宿泊者につきましては増加していることから、今後におきましても、佐用町の良さを広くPRをし、町外からの笹ヶ丘荘への集客を高めると共に、町民の皆様が気楽に利用していただける施設としての効率的な運営に、今後、努めてまいりたいと考えております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 11 号、平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定についての説明をさせていただきます。

会計の決算額は、歳入総額、歳出総額とも 2,390 万 5,116 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 85 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 61 ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

診療収入は 1,429 万 3,085 円で、診療報酬等の収入でございます。

財産収入の 258 円は、歯科保健センター運営基金積立金利子であります。

繰入金の 761 万 5,248 円は、一般会計からの繰入でございます。

諸収入の 199 万 6,525 円は、歯科保健事業などの受託料・指導料 148 万 6,500 円と、歯ブラシの売上料 51 万 25 円というふうになっております。

次に、歳出についてであります。総務費 2,162 万 441 円は、人件費のほか歯科保健センター管理費などがございます。

医業費 228 万 4,675 円は、医薬材料費のほか歯科技工委託料、医療廃棄物処理委託料、事務機器リース料などがございます。

以上で、歯科保健特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 12 号、平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

歳入総額 111 万 8,249 円、歳出総額 29 万 9,548 円、差引き額 81 万 8,701 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 86 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 65 ページをご覧ください。まず、歳入より説明をさせていただきます。

財産収入は 4 万 3,530 円、基金繰入金は 22 万 1,000 円、前年度からの繰越金が 85 万 3,719 円となっております。

歳出につきましては、宅地造成費が 7 万 8,880 円で、内訳として、宅地造成総務費 3 万 5,350 円、基金積立金に 4 万 3,530 円あります。

公債費は、利子償還金が 22 万 668 円あります。

現在残っております分譲地の状況は、河川改修工事に伴う住宅の移転先用地として位置づけておりました長尾団地 2 区画と、さよひめ団地 1 区画、広山団地 2 区画の計 5 区画でございますが、引き続き宅地分譲を進めていきたいと考えております。

以上で、宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 13 号、平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 365 万 5,102 円、歳出総額 6,000 円、差引き額 364 万 9,102 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 87 ページをご覧ください。

次に、決算書 69 ページ、まず、歳入より説明をさせていただきます。

前年度からの繰越金が 365 万 4,398 円、諸収入が 704 円でございます。歳出は総務費 6,000 円となっております。

以上で、石井財産区特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に認定第 14 号、平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

平成 24 年度の概要は、前年からの低温傾向は平年並みとなりましたが、爆弾低気圧や

台風により、寒気や大雨など気象現象が激しく変化する時期がありました。大きな災害には至らなかったものの、農作物の収穫量や品質に悪い影響が出たところがございます。

水稲では、獣害が被害原因の大半を占め、麦では、湿潤害と獣害の被害が発生をいたしました。畑作物では、湿潤害と獣害が主で、例年と同程度の被害となっております。園芸では、突風による小被害がございました。

事業別内訳で、水稲共済では 1,524 戸、727.5 ヘクタールで、共済金額 4 億 7,789 万円。麦共済では 7 戸、36.8 ヘクタール、共済金額 969 万 5,000 円の引受となっております。

家畜共済では 2,883 頭、共済金額 6 億 908 万 5,000 円。畑作物共済では 30 戸、90.8 ヘクタール、共済金額 2,710 万 4,000 円。園芸施設共済では 23 戸、60 棟、共済金額 1,047 万 6,000 円の引受となっております。

一方、共済被害は、水稲においては、獣害、倒伏、いもち病等により 64 戸、被害面積で 10.6 ヘクタール、共済金 237 万円の支払い。麦では、湿潤害、獣害等による 2 戸、共済金 15 万 7,000 円の支払い。家畜では、死産が 156 頭で 2,052 万 9,000 円、病傷が 1,054 頭で 1,363 万 5,000 円の支払いであります。

畑作物では、湿潤害、風水害、干害、病害及び獣害等により 15 戸、共済金 230 万 3,000 円。園芸施設共済では、風害により 4 戸、共済金 8 万 5,000 円を支払っております。

農作物勘定では、事業収益が 477 万 3,087 円、事業費用は 427 万 3,202 円。家畜共済勘定では、事業収益、事業費用が同額の 5,021 万 9,635 円。畑作物共済勘定では、事業収益が 365 万 3,477 円、事業費用は 353 万 3,325 円。園芸施設共済勘定では、事業収益が 31 万 4,713 円、事業費用は 27 万 8,425 円となっております。

共済事業収益では、総計で 5,896 万 912 円、共済事業費用は 5,830 万 4,587 円となり、当期剰余金は、農作物共済勘定で 49 万 9,885 円、園芸施設共済勘定で 3 万 6,288 円となりました。

畑作物共済勘定においては、12 万 152 円の剰余金でしたが、前年度不足金がありましたので 2 万 5,346 円の剰余金となり、平成 21 年災害からの不足金がなくなりました。

本年度の剰余金の処分は、農作物共済勘定の 49 万 9,885 円を麦法定積立金へ 33 万 1,155 円、麦特別積立金へ 16 万 8,730 円、畑作物共済勘定の 2 万 5,346 円を法定積立金へ 1 万 2,673 円、特別積立金へ 1 万 2,673 円、園芸施設共済勘定の 3 万 6,288 円を法定積立金へ 1 万 8,144 円、特別積立金へ 1 万 8,144 円積立てる予定といたしております。

業務勘定においては、業務事業収益では 4,381 万 348 円で、主なものは受取補助金 2,877 万 8,000 円、事務費賦課金 453 万 1,922 円、受取損害防止事業負担金 137 万 3,490 円、事業外収益では、受取寄付金 750 万円でございます。

事業費用の主なものは、一般管理費は人件費等で 3,324 万 6,751 円、損害評価費は 229 万 7,234 円、損害防止費は 283 万 2,450 円で事業費用は 4,381 万 348 円となっております。

以上で、農業共済事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 15 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

平成 24 年度の業務量は、年度末給水人口 4,511 人で前期より、258 人減少し、給水栓数は 1,817 栓で 2 件の増となっております。

今期の配水量は 69 万 8,586 立米で、前期より 1 万 1,806 立米の増、有収水量は、56 万 7,354 立米で 1 万 2,702 立米の減、有収率は 81.2 パーセントとなりました。この原因は給水人口の減少、工事に伴う洗管、佐用簡水への緊急送水による無収水量が主な原因と考えられます。

次に、財政の状況についての説明を申し上げます。

まず、収益的収入の第 1 款、水道事業収益は 1 億 2,851 万 7,895 円で、前年度に比べ 629

万 6,342 円の減収となっております。その主なものは、給水収益、加入金でございます。

また、収益的支出では、第 1 款、水道事業費は 1 億 8,237 万 685 円で、前年度に比べ 189 万 9,519 円の増額となっております。その主なものは、特定収入に係る消費税を費用化したその他雑支出であります。

次に資本的収入では、第 1 款、資本的収入の 1 億 1,707 万 8,384 円で、その主なものは出資金、他会計補助金、工事負担金であります。

また、資本的支出では、第 1 款、資本的支出は、1 億 5,228 万 8,955 円で、その主なものは、河川改修に伴う水道管移設の設計委託料及び工事請負費、また、企業債償還元金でございます。

次に損益計算書では、営業収益 1 億 533 万 8,414 円に対しまして、営業費用は 1 億 5,290 万 7,375 円で、営業損失は 4,756 万 8,961 円となっております。一方、営業外収益は 1,792 万 9,263 円に対して、営業外費用は 2,453 万 9,483 円で 661 万 220 円の損失となりました。よって 5,417 万 9,181 円の経常損失となり、特別損失 7,045 円を含めると、当年度の純損失は 5,418 万 6,226 円となります。前年度繰越欠損金 4 億 6,725 万 9,645 円と合わせて、5 億 2,144 万 5,871 円が当年度末の処理欠損金となり、欠損金処理計算書では、翌年度繰越欠損金として予定をいたしております。

なお、詳細につきましては、5 ページからの損益計算書、剰余金計算書、欠損金処理計算書、貸借対照表、その他決算付属書類を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で、水道事業会計の歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

以上をもちまして、平成 24 年度の一般会計及びに 14 の特別会計の歳入歳出決算の概要の説明を終わらせていただきます。

それぞれ十分ご審議をいただきまして、ご認定をいただきますように、よろしくをお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 認定第 1 号ないし認定第 15 号の提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、認定第 1 号ないし認定第 15 号につきましては、決算認定に関する案件であります。この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、認定第 1 号ないし認定第 15 号につきましては、決算特別委員会を設置し、付託することに決定いたしました。

日程第 40. 決算監査報告について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 40 に入ります。決算監査報告についてであります。

提案されました認定第 1 号ないし認定第 15 号につきましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より監査報告を受けます。

代表監査委員、樫本忠美君。

代表監査委員（樫本忠美君） 監査委員の樫本でございます。

決算監査報告にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本町振興発展のため、日々ご尽力いただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。

また、職員の方々におかれましては、台風第9号災害以降、災害に強い安心・安全なまちづくりを基本に据え、それぞれの分野で町行政に取り組みられておりますこと深く感謝申し上げます。

さて、平成24年度決算監査であります。一般会計及び特別会計は、平成25年8月2日、5日、6日、7日の4日間。また、公営企業会計は6月26日に監査を実施いたしましたので、ここに監査委員を代表して審査結果を報告いたします。

審査にあたっては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続により実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された各関係書類は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合して、計数的に正確であると認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合して、計数的に正確であると認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書に記述するのとおりですが、21ページから22ページに審査のまとめとして指摘をした内容をご報告させていただきます。

まず、町有土地を活用した太陽光発電事業への参入ですが、今、原子力にかわる新たなエネルギーへの転換が叫ばれている中、時代のニーズに沿ったものとして、循環型社会実現に向けた積極的な取り組みとして評価をいたします。また、本町の豊かな木材資源と優位な立地条件は、今後の再生可能エネルギー利活用への展開が期待できるもので、引き続き調査・研究を重ねられたい。

合併以降、公共施設の管理・運営については、老朽化による維持管理費の増大、類似施設の整理などいくつもの課題を抱えています。行政が真に直営すべき施設であるか否か、委託あるいは廃止などを、将来像を十分検討し、具体的な計画をもって進められたい。なお、費用対効果を分かりやすくするため、予算編成において、各施設予算に人件費を含めた計上を検討されたい。

また、庁舎の増築に伴う保健センター事務所移転後の施設活用や、学校・保育園規模適正化が具体化する中で、跡地の建物の利活用が問題となっております。

今後は、行政・議会と地域自治会を中心とした跡地利用の積極的な意見交換の組織を設置して、将来を見据え、禍根を残さない跡地利用活用問題と地域振興を進め、行政サービスの公平健全化を進められたい。

続いて、特定健診の件ですが、生活習慣病の患者は年々増加し、現在では、国民医療費のおよそ30パーセントを占めると言われています。特定健診は、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としており、医療費の抑制につながる重要な健診と位置づけられています。しかし、本町の特定健診受診率は20パーセント前後を推移しており、さらなる受診率向上に努められたい。

続いて、学校給食の件ですが、新しく給食センターが建設されて2年になります。給食センターでは、地元の安全でおいしい野菜を子供たちに提供しようと、24年度は白菜75パーセント、なす・ネギ40パーセントを使用するなど、その努力の結果が伺われます。今後も、さらなる品種・使用量の拡大を図るよう町内生産者と協調して進められたい。

続いて、町に分譲宅地、空き家の問題ですが、町で保有する分譲宅地については、その投資費用を早期に回収すべきであります。広報誌や佐用チャンネル、ホームページ、新聞等で広くお知らせし、完売に努められたい。

また、人口減少により増加しつつある空き家は、老朽化による崩壊の危険、治安及び景観の悪化、地域の活力低下などにつながります。一方、有効活用によっては地域活性化に寄与することも期待されますので、実態を調査し、空き家再生の取り組みを検討されたい。

続いて、職員定員管理の件ですが、合併から7年が経過し計画的に定員管理が進められてきた結果、相当の人件費削減につながっています。しかし、職員の皆様は、今後は、ますます複雑多様化する住民ニーズに対して、効率的な、効果的な組織運営を行っていかねばなりません。そのため、組織の見直しや施設の統廃合等の行政改革と併せて、業務の量・業務の質に応じた適正な人員配置を図り、行政全体の組織力を高め、町民から信頼される行政運営に努められたい。

最後に、審査のまとめとして意見書 21 ページを挙げております。

本町においては、平成 21 年台風第 9 号災害による千種川水系河川改良復旧事業も順調に進捗し、創造的復興に向けた面的整備が着実に進んでいるところですが、少子・高齢化、過疎化の波は減速することなく、また、地域経済や雇用環境についても依然として厳しい状況が続いております。

このような中、24 年度一般会計決算では、実質収支で 4,113 万 1,000 円の黒字決算が結ばれました。年々自主財源及び地方交付税が減少する中であって、歳出削減の努力により起債の繰上償還や財政調整基金の積立てを行うなど、将来を見据えた適切な財政運営に取り組んでいると評価するところでございます。

しかし、今後、人口減少と高齢化による社会福祉や保険医療などに係る経費の増加が見込まれます。また、少子化対策、学校・保育園の統廃合による跡地の利活用、商工業の活性化、農林業の再生、多様な雇用機会の創出など課題が山積しており、28 年度から普通交付税も段階的に縮減されますので、ますます厳しい財政運営を迫られることとなります。このため、引き続き自主財源の確保に最大限努めるとともに、歳出の抑制に向けた経費の縮減、そして、事業の計画的な推進とスクラップ・アンド・ビルドや事業終期の設定など、様々なアプローチによる事務事業の抜本的な見直しを加え、不断の行財政改革を実行することで、さらなる財政基盤の強化に努められたいことを申し上げて、決算監査の報告といたします。終わります。

議長（西岡 正君） 代表監査委員の決算監査報告は、終わりました。

日程第 41. 同意第 1 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 41、同意第 1 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました同意第 1 号、佐用町公平委員会委員の選任同意についてのご説明を申し上げます。

合併以前の平成 12 年 4 月 1 日から、佐用郡公平委員会委員及び佐用町公平委員会委員

としてご尽力いただきました内山宗一氏の任期が、本年の12月1日を以て満了となります。

そのため、後任に前川福美さんを公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成25年12月2日から平成29年12月1日までの4年間でございます。

ご審議賜り、ご同意いただきますように、お願いを申し上げ提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

それでは、これより同意第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第1号を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員です。よって同意第1号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第42. 請願第3号 佐用町住宅リフォーム工事助成制度の創設を求める請願

議長（西岡 正君） 続いて日程第42に入ります。請願についてであります。

今期定例会に請願1件を受理しております。請願第3号、佐用町住宅リフォーム工事助成制度の創設を求める請願であります。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。8番、笹田鈴香君。

〔8番 笹田鈴香君 登壇〕

紹介議員（笹田鈴香君） 8番、笹田鈴香です。

それでは、請願第3号、佐用町住宅リフォーム工事助成制度の創設を求める請願について、文書を読んで、説明にかえさせていただきますと思います。

長引く不況により工事単価は下がり続け、建設業の倒産件数は全産業中でも最上位にあります。公共事業設計労務単価は年々下降の一途をたどり、私たち建設労働者の暮らしは限界にきています。行き先の不透明感、さらに震災後の自粛ムードなど、地域住民は新築はもちろん改修さえ先送りし、地域の経済は停滞し、危機的な状況にあります。

住宅の改修は、住民の住生活と住環境の向上をもたらし、施工を地元業者が手がけることで多岐にわたる産業へ経済効果が波及し、地域循環型の経済を形成し、地域全体を活性化する効力を発揮します。そういった視点から、住宅リフォーム制度は地域の建設技能者、後継者を守ることにつながり、災害対策後も有利な制度です。

よって、高齢者・障害者・耐震の助成制度にとどまらず、現在の経済情勢を一刻も早く打開し、地域住民の安心・安全を確保すべく、措置を講じてください。

既に、多くの市町で実施されている当制度を、佐用町においても早急に制定していただくよう、上記事項をお願いいたします。

以上の内容となっています。ぜひ、この請願に皆さんの賛同をお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） 請願に対する紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、請願第3号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、これで質疑を終結します。

請願第3号は、会議規則第87条の規定により、所管の産業建設常任委員会に付託し、審査しますので報告いたします。

日程第43. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（西岡 正君） 続いて日程第43、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りします。平成24年度佐用町一般会計、12特別会計及び2事業会計決算の審査のため、全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定されました。

日程第44. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡 正君） 日程第44に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定されておりますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会決算特別委員会委員長に山本幹雄君。副委員長に井上洋文君。以上の両君が、決算特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。

日程第45. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第45に入ります。

日程第 45 は、委員会付託についてであります。
暫時休憩いたします。

午後 0 3 時 3 1 分 休憩

午後 0 3 時 3 2 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、資料配付されたようでありますので、休憩を解き、会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会等開催のため明日 9 月 11 日から 23 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る 9 月 24 日午前 9 時 30 分より再開し、一般会計及び各特別会計補正予算案の審議を行いますので、ご承知くださいますよう、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうも、御苦労さんでした。

午後 0 3 時 3 4 分 散会
